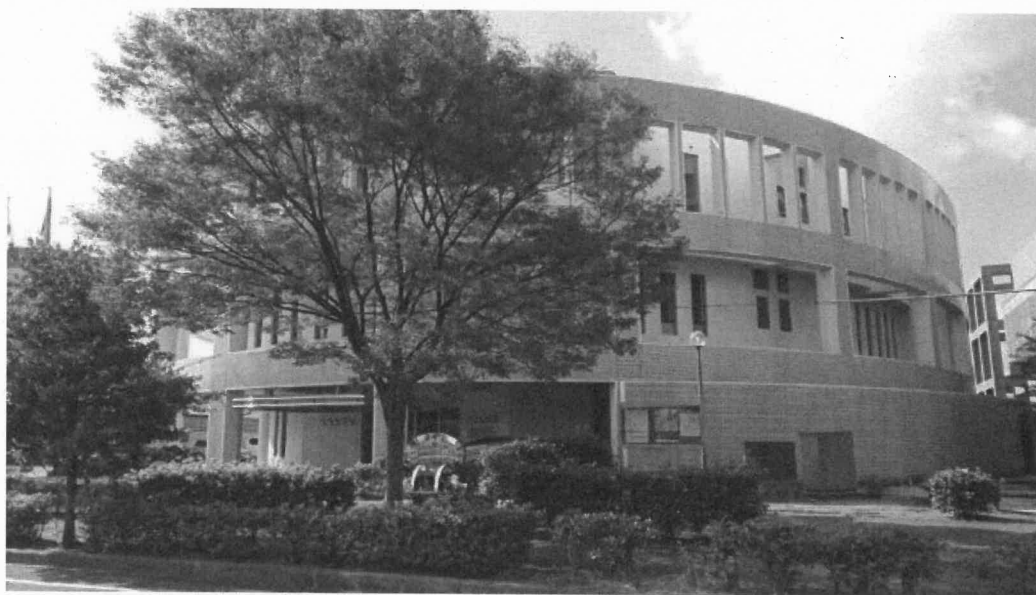


令和2年度 業務概要

(令和元年度実績)



福岡県障がい者更生相談所

(令和2年10月)

表紙 裏

目 次

第1	福岡県障がい者更生相談所の概要	
1	設置目的	1
2	沿革	
(1)	知的障害者更生相談所	1
(2)	身体障害者更生相談所	1
(3)	障がい者更生相談所	2
3	所管業務の概要	
(1)	知的障がい者に関する業務	
ア	知的障がいに係る判定業務	4
イ	巡回相談	4
ウ	判定書・証明書の交付	4
エ	療育手帳の交付	4
(2)	身体障がい者に関する業務	
ア	自立支援医療（更生医療）の要否判定	4
イ	補装具費支給の要否判定	5
ウ	巡回相談	5
エ	身体障害者手帳認定・交付業務	5
オ	指定医師及び指定自立支援医療機関の指定	5
(3)	共通業務	
ア	相談・指導業務	5
イ	市町村支援業務	5
4	組織及び職員数	6
5	所掌事務の変遷	7
6	施設（建物）の概要	8
7	所管区域図（北九州市、福岡市を除く）	10
8	県内の療育手帳及び身体障害者手帳の所持者数	
(1)	令和元年度における手帳所持者数	11
(2)	年度別手帳所持者数の年度推移（政令市を含む県全体）（平成27～令和元年度）	12
第2	業務の内容	
1	知的障がい者支援課業務	
(1)	療育手帳の判定・交付	
ア	療育手帳の所持者数	
(7)	令和元年度における手帳所持者数	
①	所管別・障害程度別所持者数（県・全国）	13
②	所管別・年齢別所持者数（県・全国）	13
(4)	手帳所持者の年度推移（平成27～令和元年度）	
①	所管別年度推移（県・全国）	14
②	年齢別年度推移（県域）	15
イ	知的障がいに係る判定件数	
(7)	令和元年度における判定件数	
①	判定区分別・程度別判定件数（県更相）	16
(4)	判定件数の年度推移（平成27～令和元年度）	
①	県内3更生相談所別判定件数の年度推移	17
②	年齢別判定件数の年度推移（県更相）	18
③	判定方法別判定件数の年度推移（県更相）	18

ウ	療育手帳の交付件数	
	(7) 令和元年度における交付件数	
	① 新規交付に係る所管別・障害程度別交付件数（県・全国）	19
	② 市町村別交付件数（県域）	20
	(4) 交付件数の年度推移（平成27～令和元年度）	
	① 新規交付に係る障害程度別年度推移（県域）	21
	② 新規・再交付別年度推移（県域）	21
(2)	証明書の交付状況	
ア	令和元年度における証明目的別の年齢構成（県更相）	22
イ	目的別証明書発行件数の年度推移（県更相）（平成27～令和元年度）	22
◆	療育手帳の新規判定事務及び新規交付事務のフロー	23
2	身体障がい者支援課業務	
(1)	自立支援医療（更生医療）の要否判定	
ア	令和元年度における判定状況	
	(7) 障害種別	24
	(4) 障害種別・年齢別	24
イ	判定件数の年度推移（平成27～令和元年度）	
	(7) 障害種別	25
◆	自立支援医療（更生医療）判定事務のフロー	26
(2)	補装具の要否判定（相談業務を含む）	
ア	判定の方法	27
イ	令和元年度における判定状況	
	(7) 判定手法別（来所判定、巡回相談、書面判定）	28
	(4) 判定区分別（巡回相談を除く）	28
	(ウ) 年齢別（巡回相談を除く）	29
ウ	判定件数の年度推移（平成27～令和元年度）	
	(7) 判定手法別	29
	(4) 判定区分別（巡回相談を除く）	30
	(ウ) 補装具種別（巡回相談を除く）	31
◆	補装具費支給事務のフロー	32
○	補装具の種類（抜粋）	33
(3)	巡回相談	
ア	令和元年度における実施状況	38
イ	実施状況の年度推移（平成27～令和元年度）	39
(4)	指定自立支援医療機関指定業務	
ア	自立支援医療機関指定の年度推移（県域）（平成27～令和元年度）	39
(5)	身体障害者手帳の交付	
ア	身体障害者手帳の所持者数	
	(7) 令和元年度における手帳所持者数	
	① 所管別・等級別所持者数（県・全国）	40
	② 障害区分別・等級別所持者数（県域）	40
	③ 身体障がい児・者別所持者数（県・全国）	41
	(4) 手帳所持者の年度推移（平成27～令和元年度）	
	① 障がい児・者別年度推移（県域）	41
	② 所管別年度推移（県・全国）	42
	③ 等級別年度推移（県域）	42

④ 障害区分別年度推移（県域）	4 3
イ 身体障害者手帳の認定・交付件数	
(7) 令和元年度における手帳認定・交付件数	
① 所管別・等級別交付数（県・全国）	4 4
② 交付形態別・等級別交付・却下件数（県域）	4 4
③ 障害種別・等級別交付件数（県域）	4 5
④ 市町村別・障害種別交付件数（県域）	4 6
(1) 認定・交付件数の年度推移（平成 27～令和元年度）	
① 所管別年度推移（県・全国）	4 7
② 等級別年度推移（県域）	4 8
③ 年齢別年度推移（県域）	4 9
④ 障害種別年度推移（県域）	4 9
◆ 身体障害者手帳認定・交付事務フロー	5 0
(6) 指定医師の指定業務	
ア 指定医師の障害種別指定状況の年度推移（県域）（平成 27～令和元年度）	5 1
◆ 身体障害者障害程度等級表	5 2
3 共通業務	
(1) 研修会・会議等の開催状況	
ア 県・政令市・中核市更生相談所合同会議	5 5
イ 市町村障がい者福祉担当職員等説明会	5 5
ウ 身体障がい者巡回相談等担当者説明会	5 5
エ 身体障がい者巡回相談等説明会	5 6
(2) 実習・研修受け入れ	5 6

注釈

- 1 福岡県内には、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく「障害者更生相談所」が県更生相談所の他、北九州市、福岡市の両政令市にも設置されています。県更生相談所は両市を除く地域（本書では「県域」と表します。）を所管しています。
- 2 但し、身体障害者手帳の認定・交付事務は中核市である久留米市も所管していることから、第2の2（5）「身体障害者手帳の交付」の項では、両政令市及び久留米市を除く地域を「県域」としています。
- 3 本書は「県域」に係るデータを中心に掲載していますが、随時、福岡県全体、又は全国のデータを掲載するよう努めました。県内の所管地域外のデータ掲載に当たりましては、福岡市障がい者更生相談所、北九州市保健福祉局障害福祉企画課及び久留米市障害者福祉課の御協力をいただきました。
- 4 全国のデータは厚生労働省が集約、公表している「福祉行政報告例」、「衛生行政報告例」等から転載しました。
なお、これらのデータは、公表時期が1月頃となるため本書の編集時期に間に合わず、全国データは県データの1年前のものとなります。
- 5 掲載しているデータは、特に注記がない限り各年度末現在の数値です。

第1 福岡県障がい者更生相談所の概要

1 設置目的

福岡県障がい者更生相談所は、知的障がい者及び身体障がい者に関する専門的な相談・指導、医学的・心理学的及び職能的判定等を行うとともに、障がい者の福祉に関し、市町村の更生援護の実施に関する連絡調整、情報提供その他必要な援助を行うことを目的として設置されています。

2 沿革

現在の障がい者更生相談所は、平成9年1月、それまでの「県精神薄弱者更生相談所（知的障害者更生相談所）」と「県身体障害者更生相談所」を統合、設置したものです。

(1) 知的障害者更生相談所

- 昭和35年12月 精神薄弱者福祉法の制定に伴い、筑紫郡大野町(現：大野城市)曙町の身体障害者更生相談所内に「精神薄弱者更生相談所」を設置。
- 昭和37年11月 身体障害者福祉センターの発足に合わせ、身体障害者更生相談所とともに、同センター内に移転。
- 昭和48年11月 北九州市との覚書により、北九州市立障害福祉センター職員を本県職員に併任の上、精神薄弱者更生相談所駐在員として発令。北九州市分は同駐在員が処理。
- 昭和51年11月 福岡市中央区大手門の中央児童相談所内に移転、併設。
- 平成5年4月 北九州市及び福岡市での精神薄弱者更生相談所業務の開始に伴い、
- ～6月 両政令市に精神薄弱者更生相談所業務を移管。
- 平成9年1月 身体障害者更生相談所とともに、春日市原町に新築した庁舎に移転。同相談所と統合し、「障害者更生相談所」として発足。
- ※平成11年4月 精神薄弱者福祉法が知的障害者福祉法に改正施行。
以後、「知的障害」の用語を使用。

(2) 身体障害者更生相談所

- 昭和27年11月 身体障害者更生指導所（身体障害者更生施設／筑紫郡筑紫野町(現：筑紫野市)二日市)内に「身体障害者更生相談所」を設置。
- 昭和34年9月 身体障害者更生指導所とともに、筑紫郡大野町(現：大野城市)曙町に移転。
- 昭和37年11月 白木原授産場（身体障害者授産施設／大野町白木原）と身体障害者更生指導所が統合され、曙町で「身体障害者福祉センター」として発足。併せて、身体障害者更生相談所と精神薄弱者更生相談所も同センター内に移転。
- 昭和40年4月 北九州市が身体障害者更生相談所を設置。
- 昭和54年5月 福岡市が身体障害者更生相談所を設置。
- 昭和55年12月 身体障害者福祉センターを廃止。授産施設としての「身体障害者

授産指導所」(同地)と、更生施設としての「身体障害者リハビリテーションセンター」に分離。リハビリテーションセンターは古賀町(現:古賀市)に設置し、管理運営を(財)福岡県厚生事業団に委託。身体障害者更生相談所は古賀町に移転し、リハビリテーションセンター内に設置。

平成 9 年 1 月 精神薄弱者更生相談所とともに、春日市原町に新築した庁舎に移転。同相談所と統合し、「障害者更生相談所」として発足。

(3) 障がい者更生相談所

平成 9 年 1 月 福岡県精神薄弱者更生相談所と福岡県身体障害者更生相談所を統合し、「福岡県障害者更生相談所」として発足。

平成 12 年 8 月 副長を設置。

平成 15 年 4 月 支援費制度の開始に伴い、相談・判定等に係る専門技術的中核機関としての組織強化を図るため、「相談課」、「判定課」の 2 課体制を構築。併せて次長及び副長を廃止。

平成 16 年 4 月 補装具等判定機能の強化を図るため、作業療法士を定数配置。

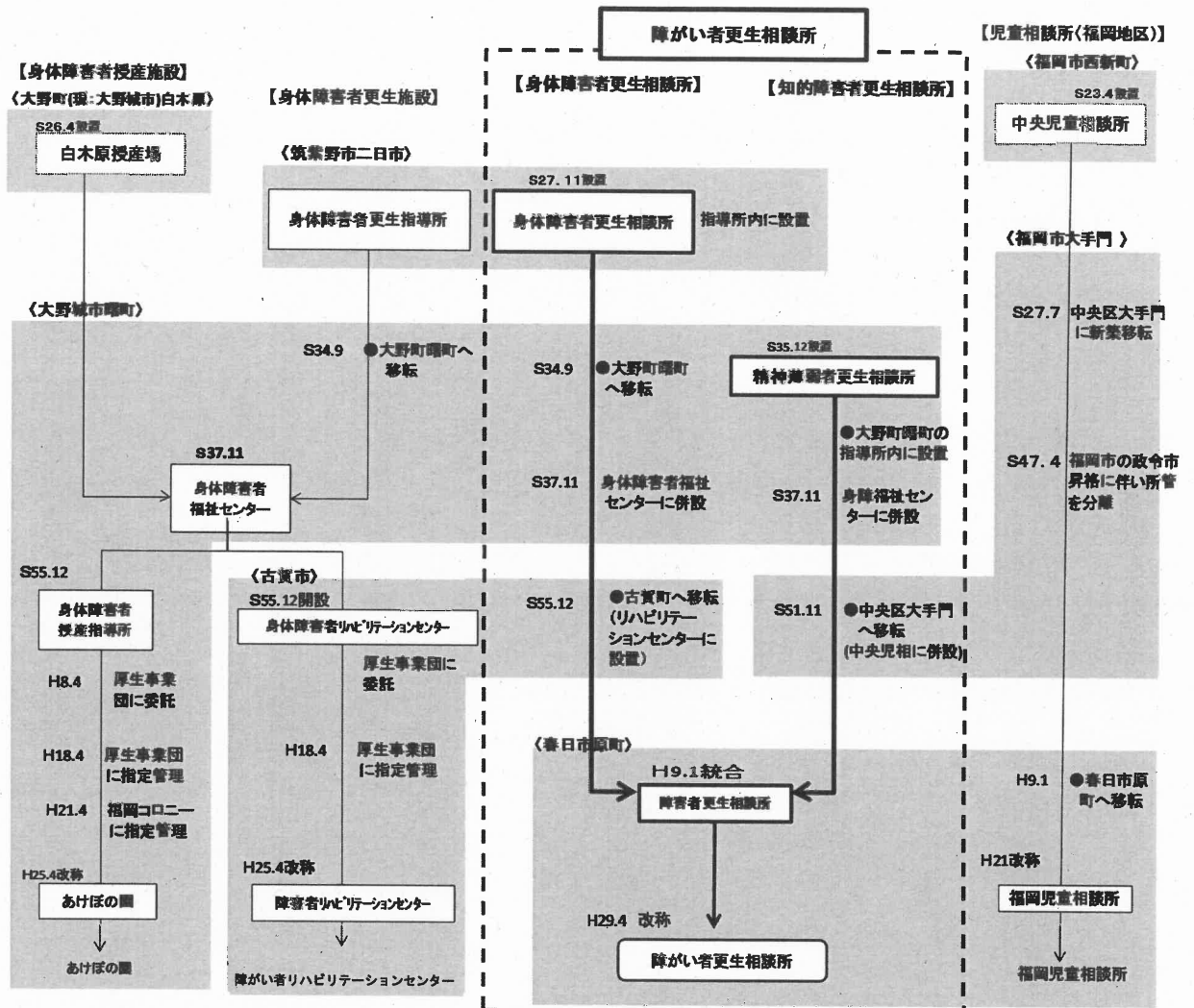
平成 20 年 4 月 福祉事務所から身障手帳及び療育手帳の交付事務、障害者福祉課から指定医師、自立支援医療機関の指定事務等が移譲され、判定課で所管。併せて、同課に副長を再設置。

平成 27 年 4 月 障害の種別に応じた、「相談→判定→福祉サービスの提供」の実現と、業務の実態に応じた分かりやすい名称への見直し等のため、組織を改編。相談課を「知的障害者支援課」に、判定課を「身体障害者支援課」に改めるとともに、業務が肥大化した判定課の執行体制強化のため、判定課副長を廃止し、新たに手帳係、支援係の 2 係を設置(2 課 2 係体制)。

平成 29 年 4 月 福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の制定・施行に伴い、「福岡県障がい者更生相談所」に名称変更。

【図1】障がい者更生相談所の沿革（関係機関を含む）

同一場所（敷地内）を表す



3 所管業務の概要

(1) 知的障がい者に関する業務

知的障害者福祉法第 12 条に基づき、「知的障害者更生相談所」が所管する相談・指導等の業務を実施するとともに、福岡県療育手帳交付要綱に基づき、療育手帳の判定及び交付、交付台帳の整理などの業務を行っています。

ア 知的障がいに係る判定業務（知的障害者福祉法第 12 条第 2 項）

18 歳以上の知的障がい者について、心理判定員による心理学的判定及び精神科嘱託医師による医学的判定を行っています。（18 歳未満の知的障がい児の判定は児童相談所が所管）

イ 巡回相談（同法第 12 条第 3 項）

更生相談所を訪れることが困難な知的障がい者については、障がい者が居住する市町村庁舎等を心理判定員が訪問し、障がい者本人やその保護者からの相談対応や心理学的判定を行っています。

ウ 判定書・証明書の交付（知的障害者福祉法施行令第 1 条 等）

知的障がい者やその保護者等からの求めに応じ、判定書を交付しています。また、年金や手当受給のための証明書を発行しています。

エ 療育手帳の交付（福岡県療育手帳交付要綱第 6 条）

知的障がい者が各種福祉サービスや援助措置を受けやすくなるよう、更生相談所や児童相談所で判定された内容をもとに、療育手帳の交付事務を行っています。

(2) 身体障がい者に関する業務

障害者総合支援法に基づく「身体障害者更生相談所」が所管する補装具や更生医療の要否判定等を実施するとともに、身体障害者福祉法第 15 条に基づく身体障害者手帳の認定及び交付等の業務を行っています。

ア 自立支援医療（更生医療）の要否判定（身体障害者福祉法第 11 条第 2 項 等）

自立支援医療とは、障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。更生医療は、育成医療（18 歳未満の身体に障がいをもつ児童を対象）、精神通院医療（精神疾患をもつ者で通院による精神医療を継続的に要する者を対象）と並ぶ自立支援医療の一つで、18 歳以上の身体障がい者に対し、人工透析、ペースメーカーの埋込術、人工関節置換術など、“障害の軽減を図り日常生活能力の維持・回復を目的として行われる医療”です。

更生相談所では、制度の主体である市町村の求めに応じ、その要否の判定等を行っています。

イ 補装具費支給の要否判定（身体障害者福祉法第 11 条第 2 項 等）

職業その他、日常生活の効率の向上を目的として使用する義肢、装具、車椅子等の補装具費の支給も自立支援給付の一つです。制度の主体である市町村の求めに応じ、その要否の判定等を行っています。

ウ 巡回相談（同法第 11 条第 3 項）

地理的事情や障がいの状況により、更生相談所での相談や補装具の要否判定等を実施することが困難な身体障がい者について、その利便性の確保を目的として、県内各地を巡回して更生相談に応じるとともに、補装具の支給に係る医学的判定を行っています。

エ 身体障害者手帳認定・交付業務（同法第 15 条）

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がい（肢体不自由、心臓機能障害等）がある者に対して、身体障害者手帳の認定・交付を行っています。（政令市、中核市を除く。）

オ 指定医師及び指定自立支援医療機関の指定

（身体障害者福祉法第 15 条第 1 項、障害者総合支援法第 59 条 等）

エに掲げる身体障害者手帳の申請に際して、診断書・意見書を作成する医師の指定業務を行っています。

また、アに掲げる自立支援医療（更生医療及び育成医療）を行う医療機関の指定業務を行っています。

（3）共通業務

上記のほか、知的障がい者支援課、身体障がい者支援課共通の業務として次の業務を行っています。

ア 相談・指導業務

（知的障害者福祉法第 12 条第 2 項、身体障害者福祉法第 11 条第 2 項）

障がい者に関する専門的な知識及び技術を有する機関として、常勤の心理判定員、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司及び非常勤の嘱託医師等を配置し、市町村をはじめとする行政機関、障がい者及びその介護を行う者等からの職業、生活、医療、保健等の相談に応じています。

イ 市町村支援業務

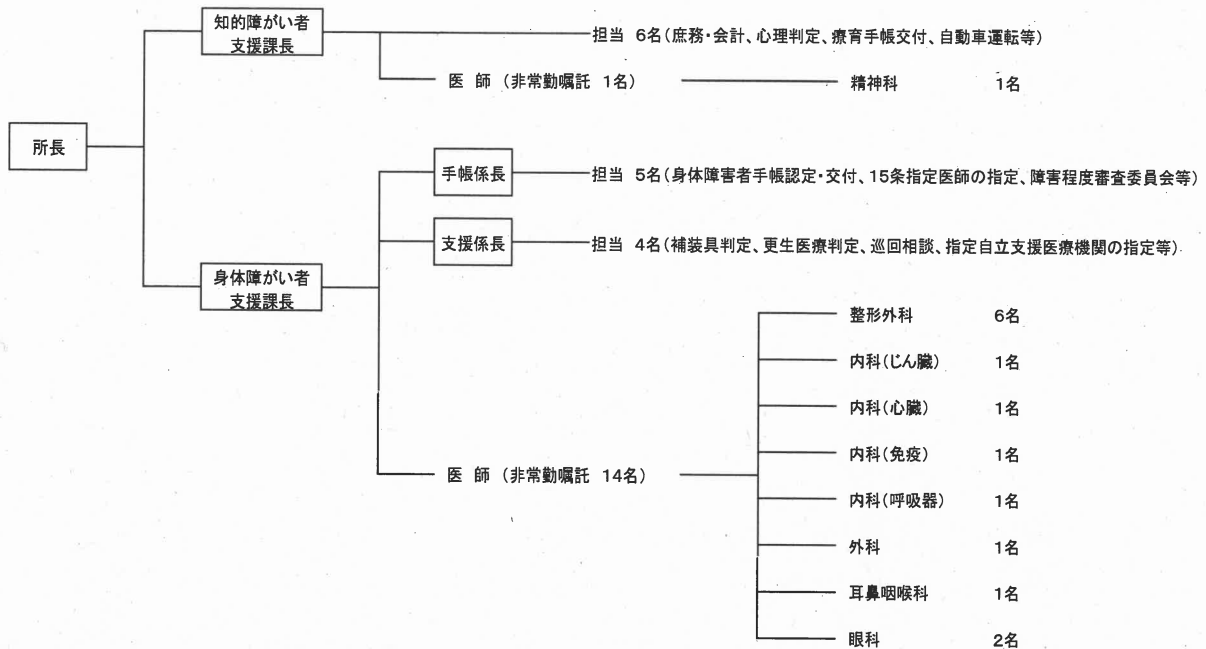
（知的障害者福祉法第 12 条第 2 項、身体障害者福祉法第 11 条第 2 項 等）

市町村からの障がい者に関する相談に応じるとともに、市町村の担当職員を対象とした研修会を開催するなど、円滑な更生援護行政の推進に向けた支援を行っています。

4 組織及び職員数

【図2】組織図

(令和2年4月現在)



【表1】職員

R2.4.1現在

	常勤										計	非常勤
	所長	知的障がい者支援課			身体障がい者支援課					計		
		課長	課員	小計	課長	手帳係		支援係				
					係長	係員	係長	係員				
医師												15
心理判定員			3	3							3	
看護師								1	1	1	1	
理学療法士								1	1	2	2	
作業療法士									1	1	1	
知的障害者福祉司			*(1)	(1)							(1)	
身体障害者福祉司							*(1)	*(3)		(4)	(4)	
一般事務	1	1	2	3	1	1	5		1	8	12	
運転士			1	1							1	
合計	1	1	6	7	1	1	5	1	4	12	20	15

※()の「知的障害者福祉司」及び「身体障害者福祉司」は、法令上置くこととされている職。本県では知的障害者福祉司には一般事務、身体障害者福祉司には一般事務、看護師及び理学療法士がこれに従事している。

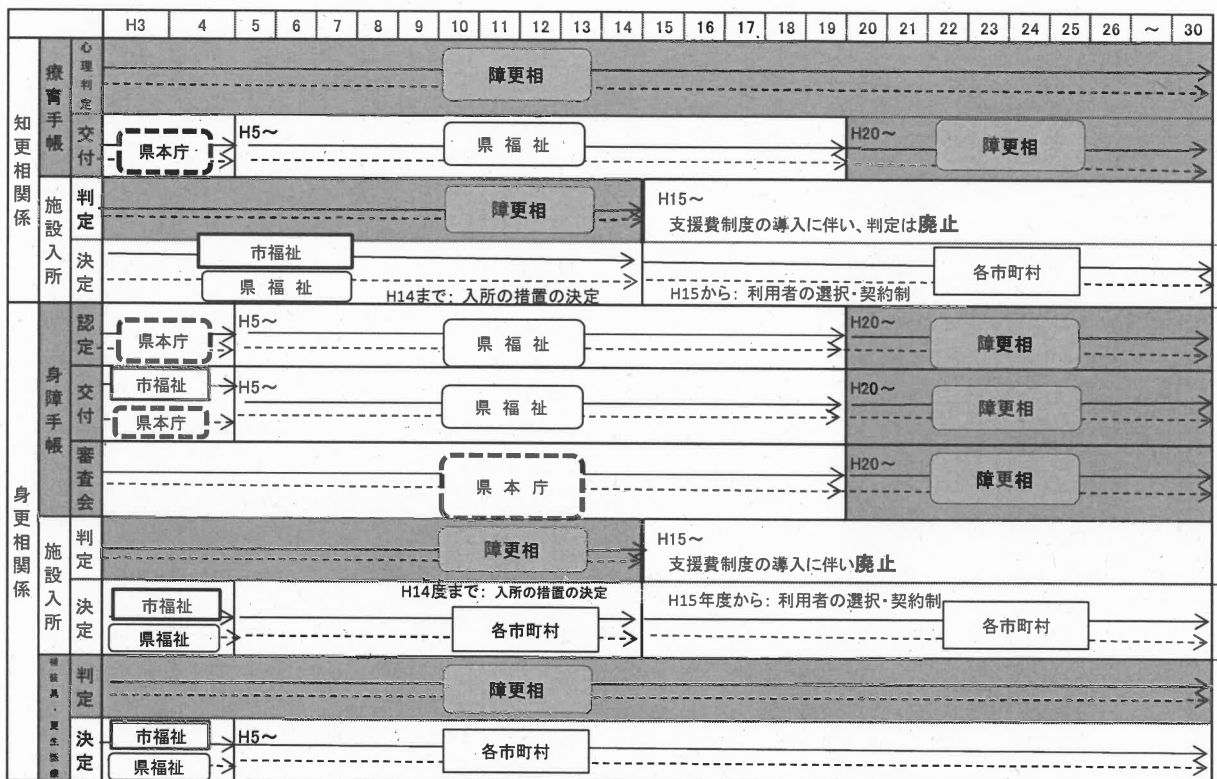
5 所掌事務の変遷

下の図は、福岡県障がい更生相談所が所管してきた事務の変遷を示しています。

- ▶ の実線部は「市」の区域を、
- - - -▶ の破線部は「町村」の区域を表します。

また、それぞれの線上にある“機関”が該当区域を所管していることを表しています。法令の改正により更生相談所の役割も変わってきましたが、この他、本県行政機構の見直しによっても当所の所掌事務は変化してきました。

下図の網掛け部分は、本県更生相談所が所管してきた業務の範囲で、現在、療育手帳の判定・交付、身障手帳の認定・交付及び審査会関係業務、補装具及び更生医療の判定業務等を所管しています。



※政令市（北九州市・福岡市）は障害者更生相談所が行う業務の全てを同市で所管（変遷は省略）

※中核市（久留米市）は、身障手帳関係事務を同市で所管（変遷は省略）

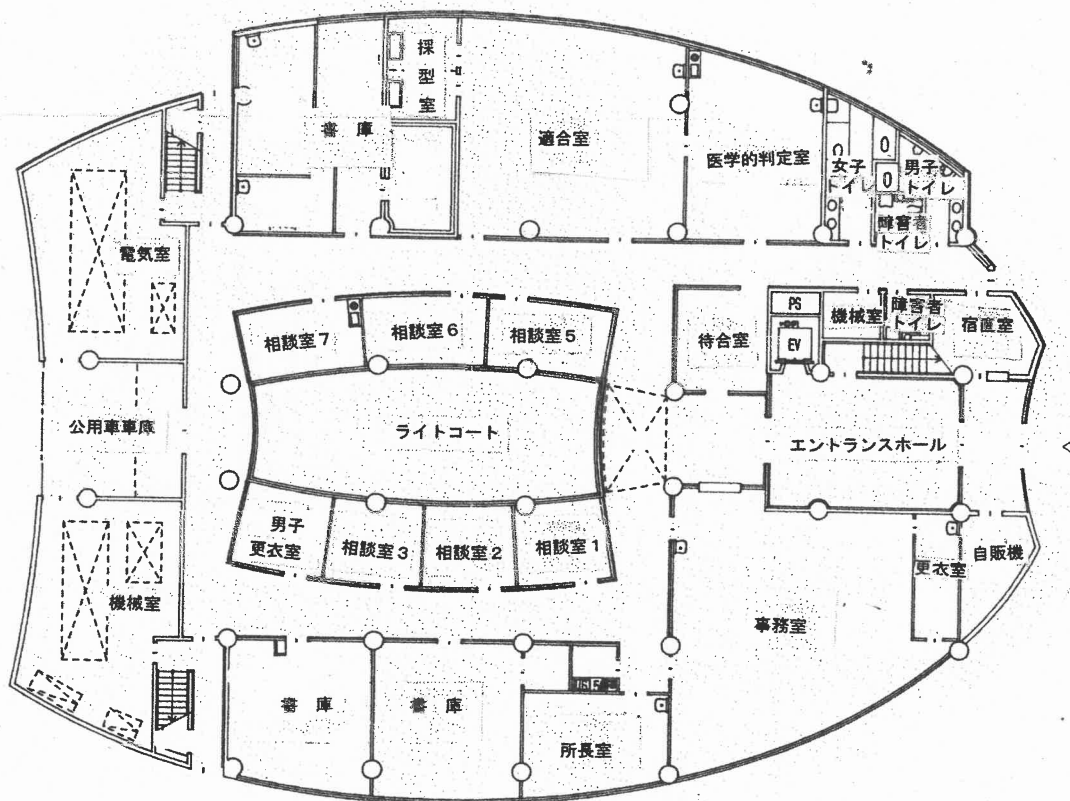
所掌事務に関係する主な法令改正等の動きは以下のとおりです。

- 平成 5 年 4 月：社会福祉関係 8 法の改正（H2 年）に基づき、身体障害者更生援護施設入所等の援護事務が都道府県から町村へ委譲されるとともに、従来、福祉事務所に置かれていた「身体障害者福祉司」を身更相に置くこととされた。
- 平成 12 年 4 月：地方分権一括法の施行に伴い身体障害児に対する補装具給付事務が市町村へ委譲され、また、基準外補装具の厚生大臣協議が廃止された。
- 平成 15 年 4 月：社会福祉事業法等の一部改正（H12 年）に基づき、知的障害者に関する更生援護事務が都道府県から町村へ委譲されるとともに、従来、福祉事務所に置かれていた「知的障害者福祉司」を知更相に置くこととされた。
- 平成 15 年 4 月：社会福祉基礎構造改革の一環として、知的及び身体障害者援護施設への入所に係る措置制度が支援費制度に移行され、施設訓練等支援費の支給決定事務は市町村が行うこととされた。
- 平成 18 年 4 月：障害者自立支援法施行。身体、知的、精神の 3 障害の福祉サービス体系を一元化するとともに、その実施主体を市町村に一元化。
- 平成 25 年 4 月：障害者総合支援法施行。

6 施設（建物）の概要

- (1) 敷地面積 3,459.43 m²
- (2) 建物の構造 鉄筋コンクリート3階建て
- (3) 入居事務所
 - 3階 福岡児童相談所
 - 2階 精神保健福祉センター
 - 1階 障がい者更生相談所
- (4) 設置場所 〒816-0804
 福岡県春日市原町3丁目1-7
 TEL (092) 586-1055
 FAX (092) 586-1065
 E-mail shogaishakouseiso@pref.fukuoka.lg.jp

(5) 館内図



(6) 最寄の公共交通機関

J R : 「春日」 駅下車徒歩約4分

西鉄電車 : 「春日原」 駅下車徒歩約12分

【近隣案内図】



8 県内の療育手帳及び身体障害者手帳の所持者数

次の表は、福岡県内で療育手帳及び身体障害者手帳（以下、「身障手帳」という。）の所持者数を市町村ごとに表したものです。各手帳所持者の障害程度別、年度推移などの詳しい状況は、「第2 業務の内容」の中で示していきます。

(1) 令和元年度における手帳所持者数（全国値は平成30年度の値）

【表2】福岡県における療育・身障手帳所持者数

					(単位:人)								
市 部					町 村 部								
市 名	療育手帳	身障手帳	合 計	人 口	町 村 名	療育手帳	身障手帳	合 計	人 口				
北九州市	11,257	47,906	59,163	932,467	宇美町	392	1,425	1,817	36,783				
福岡市	12,497	52,161	64,658	1,516,196	篠栗町	326	1,111	1,437	31,288				
大牟田市	1,452	7,723	9,175	112,030	志免町	481	1,589	2,070	45,770				
久留米市	3,228	12,190	15,418	300,308	須恵町	313	1,286	1,599	28,363				
直方市	778	2,873	3,651	55,831	新宮町	231	952	1,183	33,063				
飯塚市	1,532	6,229	7,761	126,100	久山町	84	364	448	8,800				
田川市	652	3,075	3,727	46,594	粕屋町	495	1,387	1,882	47,169				
柳川市	661	3,492	4,153	64,722	芦屋町	154	609	763	13,485				
八女市	828	3,692	4,520	61,822	水巻町	385	1,396	1,781	27,636				
筑後市	535	2,260	2,795	48,937	岡垣町	261	1,410	1,671	31,479				
大川市	433	1,844	2,277	33,483	遠賀町	200	857	1,057	18,970				
行橋市	771	3,128	3,899	72,353	小竹町	124	498	622	7,298				
豊前市	320	1,130	1,450	24,835	鞍手町	226	925	1,151	15,551				
中間市	529	2,219	2,748	40,942	桂川町	161	821	982	13,217				
小郡市	569	2,092	2,661	58,557	筑前町	252	1,382	1,634	29,586				
筑紫野市	845	3,537	4,382	103,654	東峰村	28	159	187	2,043				
春日市	954	3,362	4,316	112,341	大刀洗町	166	657	823	15,320				
大野城市	889	2,779	3,668	99,947	大木町	122	599	721	14,037				
宗像市	832	3,810	4,642	96,148	広川町	182	874	1,056	19,285				
太宰府市	572	3,058	3,630	71,205	香春町	161	662	823	10,745				
古賀市	605	2,090	2,695	58,760	添田町	154	629	783	9,519				
福津市	541	2,404	2,945	66,008	糸田町	160	593	753	8,923				
うきは市	336	1,485	1,821	28,772	川崎町	325	1,612	1,937	16,192				
宮若市	375	1,562	1,937	27,225	大任町	84	324	408	5,219				
嘉麻市	681	2,455	3,136	37,124	赤 村	48	232	280	3,108				
朝倉市	554	2,856	3,410	51,751	福智町	357	1,442	1,799	22,352				
みやま市	393	1,810	2,203	36,667	苅田町	374	1,366	1,740	36,110				
糸島市	942	4,169	5,111	100,423	みやこ町	200	997	1,197	19,179				
那珂川市	420	1,727	2,147	49,782	吉富町	83	287	370	6,682				
					上毛町	95	384	479	7,544				
					築上町	221	931	1,152	17,707				
市 部 計 ※政令市除 (人口比)	21,227 (1.1%)	89,051 (4.5%)	110,278 (5.6%)	1,986,321 (100.0%)	町村部計 (人口比)	6,845 (1.1%)	27,760 (4.6%)	34,605 (5.7%)	602,423 (100.0%)				
県 全 体 (人口比)	51,826 (1.0%)	216,878 (4.3%)	268,704 (5.3%)	5,037,407 (100.0%)	【参考】精神保健福祉手帳所持者数(H30年度)								
県 域 (人口比)	28,072 (1.1%)	116,811 (4.5%)	144,883 (5.6%)	2,588,744 (100.0%)						福 岡 県 全 体 (人口比)	43,676 (0.9%)		
政 令 市 (人口比)	23,754 (1.0%)	100,067 (4.1%)	123,821 (5.1%)	2,448,663 (100.0%)						県 域 (政令市を除く) (人口比)	20,470 (0.8%)		
全 国 (人口比)	1,115,962 (0.9%)	5,087,257 (4.0%)	6,203,219 (4.9%)	125,962,000 (100.0%)						政 令 市 (人口比)	23,206 (0.9%)		
					全 国 (人口比)	1,003,683 (0.8%)							

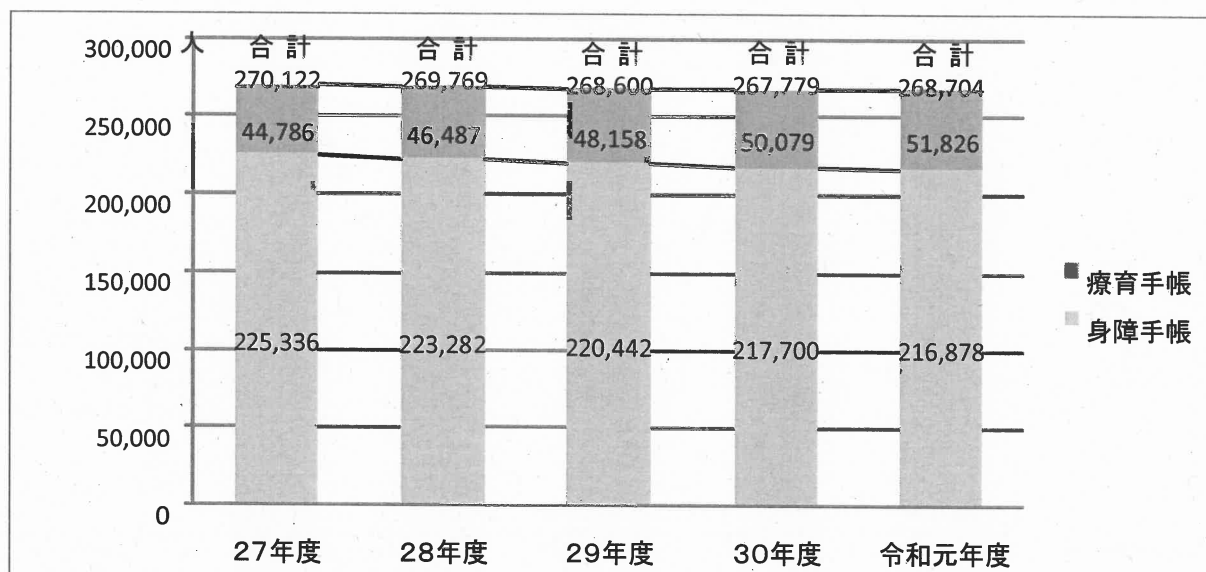
令和2年3月31日現在での福岡県全体における療育手帳の所持者は51,826人（県人口の1.0%）、身障手帳所持者は216,878人（同4.3%）となっています。

この県内の状況を、当更生相談所が所管する区域（両政令市を除く区域（県域））と政令市域に分けて見ると、療育手帳所持者数については、県域と政令市域では大きな差は見られません。また、身障手帳所持者数の人口比については、政令市域より県域がやや高い比率を示しています。

（2）年度別手帳所持者数の年度推移（政令市を含む県全体）（平成27～令和元年度）

過去5年間の福岡県全体における療育手帳、身障手帳の所持者数は、以下のグラフのとおりです。身障手帳の所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳の所持者数は近年、増加傾向が続いています。

【図3】



◆出典【所持者数／県内】当所集計値（R2.3.31現在）

【所持者数／全国】厚生労働省福祉行政報告例（R1.3.31現在）

【人口／県内】福岡県住民基本台帳月報（R2.3.31現在）

【人口／全国】総務省統計局「人口推計」（R2.3.1現在）

【精保手帳所持者数／県内】厚生労働省衛生行政報告例（R1.3.31現在）

【精保手帳所持者数／全国】厚生労働省衛生行政報告例（R1.3.31現在）

第2 業務の内容

1 知的障がい者支援課業務

知的障がい者支援課では、所の総務、研修の企画等「所の運営に関すること」及び「知的障がい者に関する事務」として、療育手帳の判定、交付、証明書の交付事務等を行っています。

(1) 療育手帳の判定・交付

ア 療育手帳の所持者数

(ア) 令和元年度における手帳所持者数

① 所管別・障害程度別所持者数（県・全国）

表3は、令和元年度末現在における所管地域ごとの手帳所持者を障害程度（A（重度域）、B（中・軽度域））区分ごとに示したものです。

全国では、A区分が約4割、B区分が約6割となっていますが、県域では、全国に比して、A区分の比率が高くなっています。

【表3】

(単位:人)

	A	B	合計
県 域	12,242 (43.6%)	15,830 (56.4%)	28,072 (100.0%)
福 岡 市	4,272 (37.9%)	6,985 (62.1%)	11,257 (100.0%)
北九州市	5,085 (40.7%)	7,412 (59.3%)	12,497 (100.0%)
県 全 体	21,599 (41.7%)	30,227 (58.3%)	51,826 (100.0%)
全 国	413,610 (37.1%)	702,352 (62.9%)	1,115,962 (100.0%)

重度域 A	最 重 度	A 1
	重 度	A 2
	重度・合併	A 3
中・軽度域 B	中 度	B 1
	軽 度	B 2

※全国値は、平成30年度分であり参考値。

② 所管別・年齢別所持者数（県・全国）

表4は、令和元年度末現在における所管地域ごとの手帳所持者を知的障がい児（18歳未満）と知的障がい者（18歳以上）に分けたものです。

県域では、18歳未満と18歳以上の割合がおおよそ1：3となっています。

【表4】

(単位:人)

	18歳未満	18歳以上	合計
県 域	6,697 (23.9%)	21,375 (76.1%)	28,072 (100.0%)
福 岡 市	2,366 (21.0%)	8,891 (79.0%)	11,257 (100.0%)
北九州市	3,592 (28.7%)	8,905 (71.3%)	12,497 (100.0%)
県 全 体	12,655 (24.4%)	39,171 (75.6%)	51,826 (100.0%)
全 国	279,649 (25.1%)	836,313 (74.9%)	1,115,962 (100.0%)

※全国値は、平成30年度分であり参考値。

(イ) 手帳所持者の年度推移（平成27～令和元年度）

① 所管別年度推移（県・全国）

表5及び図4は、県内の所管区域別の療育手帳所持者について、その年度推移を表したものです。

本県における療育手帳の所持者は、全国と同様県域及び両政令市ともに年々増加傾向にあります。

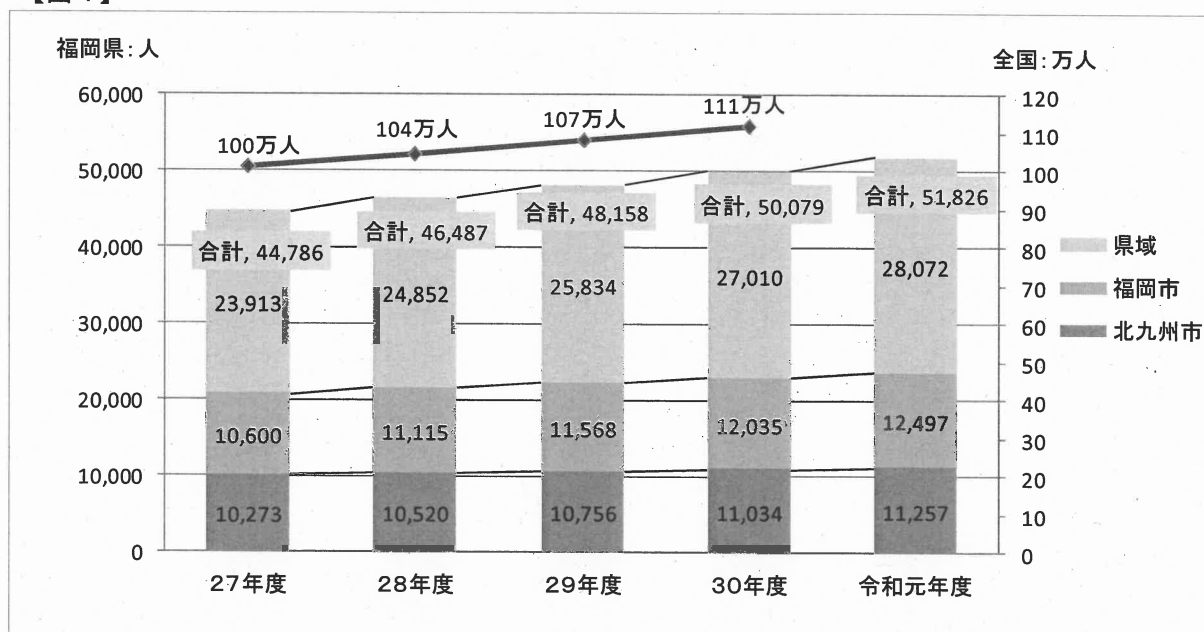
【表5】

(単位:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
県域	23,913 (100.0%)	24,852 (103.9%)	25,834 (108.0%)	27,010 (113.0%)	28,072 (117.4%)
福岡市	10,600 (100.0%)	11,115 (104.9%)	11,568 (109.1%)	12,035 (113.5%)	12,497 (117.9%)
北九州市	10,273 (100.0%)	10,520 (102.4%)	10,756 (104.7%)	11,034 (107.4%)	11,257 (109.6%)
県全体	44,786 (100.0%)	46,487 (103.8%)	48,158 (107.5%)	50,079 (111.8%)	51,826 (115.7%)
全国	1,009,232 (100.0%)	1,044,573 (103.5%)	1,079,938 (107.0%)	1,115,962 (110.6%)	

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率

【図4】



② 年齢別年度推移（県域）

表6は、知的障がい児（18歳未満）と知的障がい者（18歳以上）別の療育手帳所持者について、その年度推移を表したものです。

知的障がい児と知的障がい者ともに年々増加しています。

【表6】

（単位：人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
18歳未満	5,424 (100.0%)	5,768 (106.3%)	6,018 (111.0%)	6,388 (117.8%)	6,697 (123.5%)
18歳以上	18,489 (100.0%)	19,084 (103.2%)	19,816 (107.2%)	20,622 (111.5%)	21,375 (115.6%)
合計	23,913 (100.0%)	24,852 (103.9%)	25,834 (108.0%)	27,010 (113.0%)	28,072 (117.4%)

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率。

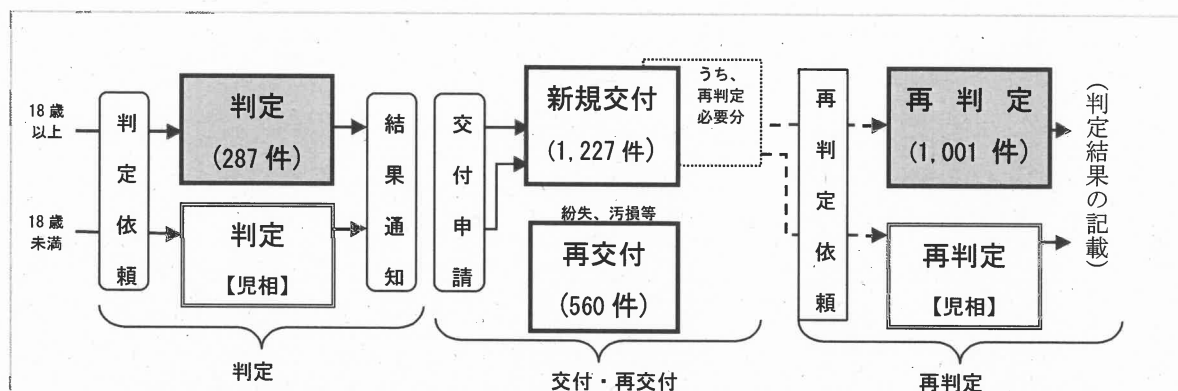
イ 知的障がいに係る判定件数

更生相談所は、知的障がいに係る判定依頼があったときは、知的障がいの有無及びその程度の判定を行っています。更生相談所は政令市を除く県域を所管しており、このうち、18歳以上の者に対する判定を行っています。（知的障がい児に係る判定は児童相談所が所管）

判定（新規判定）を行った結果、知的障がいに該当した場合は、申請に応じ療育手帳を交付しています。なお、知的障がいは発達期（概ね18歳まで）に起因する障がいであることから、若年時を中心に一定期間を置いて知的状況の確認をするための再判定を実施しています。

判定・交付の流れは以下のとおりで、県更生相談所が行う**新規判定及び再判定** で示しています。

なお、本書で示す「判定件数」は、児童相談所が行ったものは含みません。



【注】統計数値で表す判定件数は、上図の判定（287件）、再判定（1001件）の他、他更相からの依頼及び判定後保留扱いとなったもの4件と合わせて1292件となります。

(ア) 令和元年度における判定件数

① 判定区分別・程度別判定件数（県更相）

表7は、県更生相談所が行った療育手帳判定件数について、新規判定・再判定の別ごとに判定結果の件数を表したものです。

更生相談所における「新規判定」とは、18歳を過ぎて初めて療育手帳を取得する場合であり、「再判定」とは、児童相談所で判定を受けて療育手帳を取得後に18歳を過ぎて更生相談所で再判定を受けるケースと、更生相談所で判定を受けて療育手帳を取得後に再判定を受けるケースがあります。

判定件数全体の約8割（77.7%）を再判定が占めています。障害程度別では新規はB2区分（軽度）、再判定はB1区分（中度）が多くなっています。

また、再判定ではA判定（最重度・重度）が約3割で、B判定が約7割と、B判定が多い一方、新規判定ではB判定が約9割と圧倒的な比率を占めています。

【表7】

	該当者(①)						非該当者 (②)	合計 (①+②)	その他	判定件数
	A1	A2	A3	B1	B2	小計				
新規判定	7 (2.4%)	28 (9.8%)	4 (1.4%)	120 (41.8%)	127 (44.3%)	286 (99.7%)	1 (0.3%)	287 <22.3%> (100.0%)		
再判定	143 (14.3%)	188 (18.8%)	14 (1.4%)	393 (39.3%)	263 (26.3%)	1001 (100.0%)	0 (0.0%)	1001 <77.7%> (100.0%)		
合計	150 (11.6%)	216 (16.8%)	18 (1.4%)	513 (39.8%)	390 (30.3%)	1,287 (99.9%)	1 (0.1%)	1,288 (100.0%)	4	1,292

※下段の(%)は、当該判定種別における構成比 < % >は、新規判定・再判定の割合
 ※その他とは、他更相からの依頼や判定結果、保留となった件数

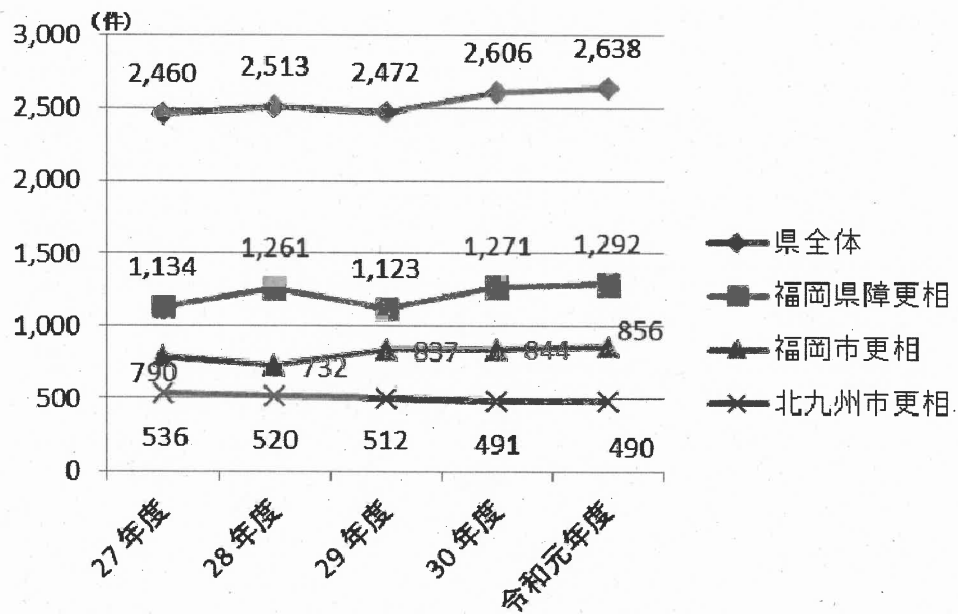
(イ) 判定件数の年度推移 (平成27～令和元年度)

① 県内3更生相談所別判定件数の年度推移

次のグラフは、県内3つの更生相談所(県・政令市)が行った療育手帳の判定件数について、各相談所別の年度推移を表したものです。

県更生相談所における判定件数は、1,000件強で推移しています。

【図5】



② 年齢別判定件数の年度推移（県更相）

以下の表は、県更生相談所が行った療育手帳の判定件数について、年齢別の年度推移を表したものです。

【表8】

	(単位：件)				
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
18～19歳	213 (100.0%)	217 (101.9%)	192 (90.1%)	223 (104.7%)	248 (116.4%)
20～29歳	417 (100.0%)	511 (122.5%)	452 (108.4%)	471 (112.9%)	523 (125.4%)
30～39歳	271 (100.0%)	248 (91.5%)	231 (85.2%)	265 (97.8%)	259 (95.6%)
40～49歳	135 (100.0%)	197 (145.9%)	164 (121.5%)	213 (157.8%)	189 (140.0%)
50～59歳	56 (100.0%)	55 (98.2%)	55 (98.2%)	52 (92.9%)	47 (83.9%)
60歳以上	42 (100.0%)	33 (78.6%)	29 (69.0%)	47 (111.9%)	26 (61.9%)
合計	1,134 (100.0%)	1,261 (111.2%)	1,123 (99.0%)	1,271 (112.1%)	1,292 (113.9%)

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率。

③ 判定方法別判定件数の年度推移（県更相）

以下の表は、県更生相談所が行った療育手帳の判定件数について、判定方法別の年度推移を表したものです。

判定方法には、申請者本人との面接を実施した上で判定をする「面接判定」と申請書類や関係者から得られた情報をもとに判定する「書面判定」があります。

面接判定は、申請者が更生相談所に来所して実施する「来所判定」が基本です。申請者の居所や身体状況、家庭環境等の状況から来所が困難と認められ、かつ、申請者が希望する場合には「出張判定」を行なうことがあります。

なお、精神科嘱託医による「医学的判定」は必要に応じて来所判定の中で実施しています。

【表9】

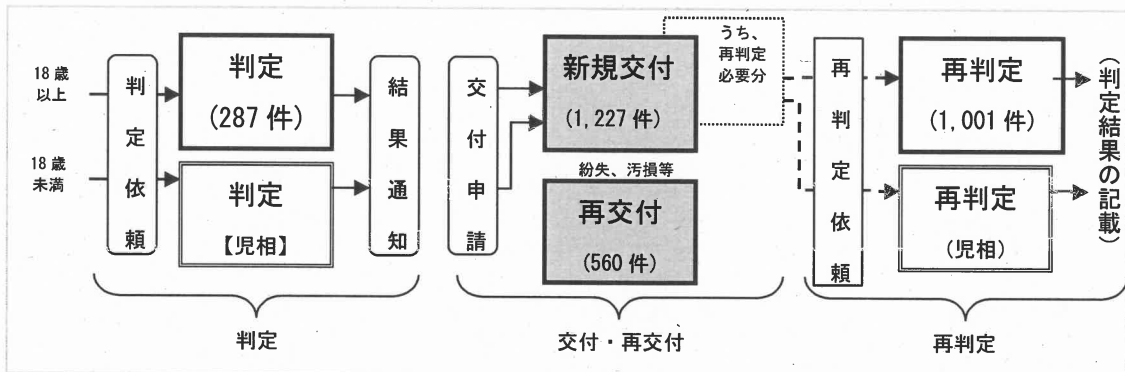
	(単位：件)				
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
面接判定(①)	945 (83.3%)	1027 (81.4%)	899 (80.1%)	898 (70.7%)	968 (74.9%)
来所判定	742 (65.4%)	817 (64.8%)	750 (66.8%)	751 (59.1%)	789 (61.1%)
うち 医学的判定	58 (5.1%)	87 (6.9%)	89 (7.9%)	63 (5.0%)	62 (4.8%)
出張判定	203 (17.9%)	210 (16.7%)	149 (13.3%)	147 (11.6%)	179 (13.9%)
書面判定(②)	189 (16.7%)	234 (18.6%)	224 (19.9%)	373 (29.3%)	324 (25.1%)
合計(①+②)	1,134 (100.0%)	1,261 (100.0%)	1,123 (100.0%)	1,271 (100.0%)	1,292 (100.0%)

※下段の％は、当該年度別における構成比

ウ 療育手帳の交付件数

療育手帳の交付事務は、児童相談所が判定した18歳未満の知的障がい児及び障がい者更生相談所が判定した18歳以上の知的障がい者に対し、更生相談所が一括して行っています。

次の図は、療育手帳の判定・交付の流れを示したもので、更生相談所が行う新規交付及び再交付を で示しています。再交付とは、手帳交付後、紛失や汚損、記載事項満了等を理由として行うものです。



(ア) 令和元年度における交付件数

① 新規交付に係る所管別・障害程度別交付件数（県・全国）

県域では全国に比べ、A区分（重度域）の手帳交付がやや多くなっています。

【表10】

(単位:人)

	A	B	合計
県域	136 (11.1%)	1,091 (88.9%)	1,227 (100.0%)
福岡市	77 (11.4%)	601 (88.6%)	678 (100.0%)
北九州市	37 (9.8%)	340 (90.2%)	377 (100.0%)
県全体	250 (11.0%)	2,032 (89.0%)	2,282 (100.0%)
全国	4,429 (9.9%)	40,368 (90.1%)	44,797 (100.0%)

※下段の%は構成比。

※全国値は平成30年度分であり、参考値。

② 市町村別交付件数（県域）

令和元年度における市町村別の手帳の交付状況は次のとおりです。

【表 11】

(単位:人)

市 名	新 規 交 付						再交付	町 村 名	新 規 交 付						再交付
	A 1	A 2	A 3	B 1	B 2	合計			A 1	A 2	A 3	B 1	B 2	合計	
大牟田市	1	1	0	15	25	42	21	宇美町	2	1	0	6	13	22	12
久留米市	2	8	2	45	93	150	56	篠栗町	2	1	0	2	10	15	6
直方市	0	0	1	4	19	24	22	志免町	1	2	0	5	16	24	11
飯塚市	1	1	0	15	42	59	27	須恵町	0	0	0	4	10	14	9
田川市	0	3	0	7	10	20	10	新宮町	1	4	0	4	15	24	4
柳川市	1	2	0	4	12	19	14	久山町	0	0	0	2	5	7	3
八女市	1	1	0	3	17	22	17	粕屋町	0	0	0	7	17	24	13
筑後市	0	4	0	8	15	27	7	芦屋町	0	0	0	0	4	4	4
大川市	0	3	1	4	9	17	6	水巻町	0	0	0	6	10	16	6
行橋市	1	0	1	3	30	35	13	岡垣町	1	0	0	3	3	7	2
豊前市	2	0	0	2	7	11	1	遠賀町	0	0	0	4	7	11	1
中間市	2	3	0	6	18	29	13	小竹町	0	0	0	1	2	3	3
小郡市	1	0	1	1	18	21	11	鞍手町	2	1	0	2	4	9	4
筑紫野市	3	5	0	7	24	39	17	桂川町	0	0	0	1	5	6	5
春日市	4	3	0	11	31	49	24	筑前町	0	0	1	5	9	15	4
大野城市	2	2	0	12	32	48	19	東峰村	0	0	0	1	0	1	0
宗像市	2	2	1	8	14	27	10	大刀洗町	1	0	0	3	5	9	1
太宰府市	2	4	1	7	21	35	15	大木町	0	0	0	1	2	3	1
古賀市	1	2	0	4	28	35	7	広川町	0	1	0	2	5	8	4
福津市	2	2	1	7	18	30	12	香春町	0	2	1	2	3	8	3
うきは市	0	1	0	4	18	23	7	添田町	0	1	0	2	2	5	7
宮若市	0	0	0	5	11	16	4	糸田町	1	0	0	2	7	10	10
嘉麻市	0	1	0	2	14	17	15	川崎町	0	0	0	1	7	8	7
朝倉市	0	3	0	5	15	23	14	大任町	0	1	1	2	3	7	0
みやま市	0	2	0	6	4	12	7	赤村	0	0	0	0	1	1	1
糸島市	2	5	0	10	41	58	25	福智町	0	1	0	3	10	14	7
那珂川市	1	4	0	1	21	27	19	苅田町	1	1	0	9	6	17	9
								みやこ町	0	2	0	1	5	8	4
								吉富町	0	0	0	0	2	2	4
								上毛町	0	0	0	1	3	4	0
								築上町	0	1	0	1	4	6	2
市 部 計	31	62	9	206	607	915	413	町 村 部 計	12	19	3	83	195	312	147
	(2.5%)	(5.1%)	(0.7%)	(16.8%)	(49.5%)	(74.6%)	(73.8%)		(1.0%)	(1.5%)	(0.2%)	(6.8%)	(15.9%)	(25.4%)	(26.3%)
県 域 合 計	43	81	12	289	802	1,227	560								
構成比(%)	(3.5%)	(6.6%)	(1.0%)	(23.6%)	(65.4%)	(100.0%)	(100.0%)								

(イ) 交付件数の年度推移（平成27～令和元年度）

① 新規交付に係る障害程度別年度推移（県域）

次の表は、県域における療育手帳新規交付件数の障害程度別・年度推移を表したものです。

【表1.2】

（単位：人）

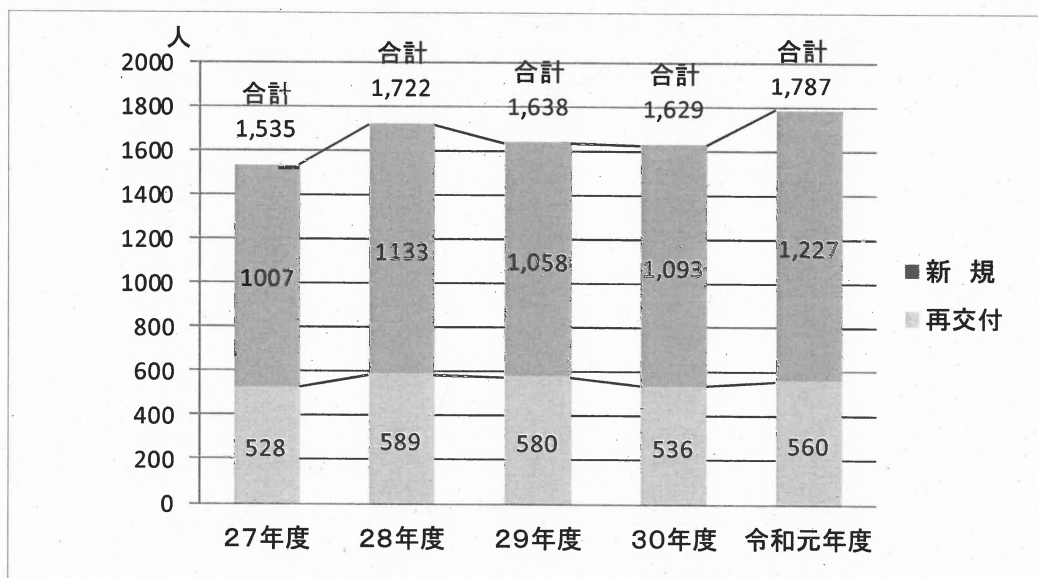
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
A1	66 (100.0%)	47 (71.2%)	42 (63.6%)	49 (74.2%)	43 (65.2%)
A2	99 (100.0%)	72 (72.7%)	95 (96.0%)	107 (108.1%)	81 (81.8%)
A3	8 (100.0%)	8 (100.0%)	7 (87.5%)	9 (112.5%)	12 (150.0%)
B1	278 (100.0%)	236 (84.9%)	252 (90.6%)	262 (94.2%)	289 (104.0%)
B2	682 (100.0%)	695 (101.9%)	697 (102.2%)	745 (109.2%)	802 (117.6%)
合計	1,133 (100.0%)	1,058 (93.4%)	1,093 (96.5%)	1,172 (103.4%)	1,227 (108.3%)

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率。

② 新規・再交付別年度推移（県域）

次のグラフのとおり、再交付（破損、紛失、写真交換、記載欄満了等の理由による）が療育手帳交付全体のおよそ3分の1を占めています。

【図6】



(2) 証明書の交付状況

証明書の交付事務は、療育手帳を所持しているか否かに関らず、各判定機関（更生相談所・児相）による判定を受けた者の求めに応じ交付しています。以下は県更生相談所で交付した証明書を目的別にまとめたものです。

ア 令和元年度における証明目的別の年齢構成（県更相）

証明書の交付は、障害基礎年金申請目的が約6割を占め最も多くなっています。

【表13】

(単位：人)

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
障害基礎年金	35	77	11	11	5	0	139 (59.7%)
就 労	0	7	0	1	0	0	8 (3.4%)
捜査関係事項照会	0	11	6	6	2	5	30 (12.9%)
成年後見人	0	0	1	1	1	4	7 (3.0%)
特別障害者手当	2	1	0	1	0	0	4 (1.7%)
そ の 他	15	10	2	6	6	6	45 (19.3%)
合 計	52	106	20	26	14	15	233 (100.0%)

イ 目的別証明書発行件数の年度推移（県更相）（平成27～令和元年度）

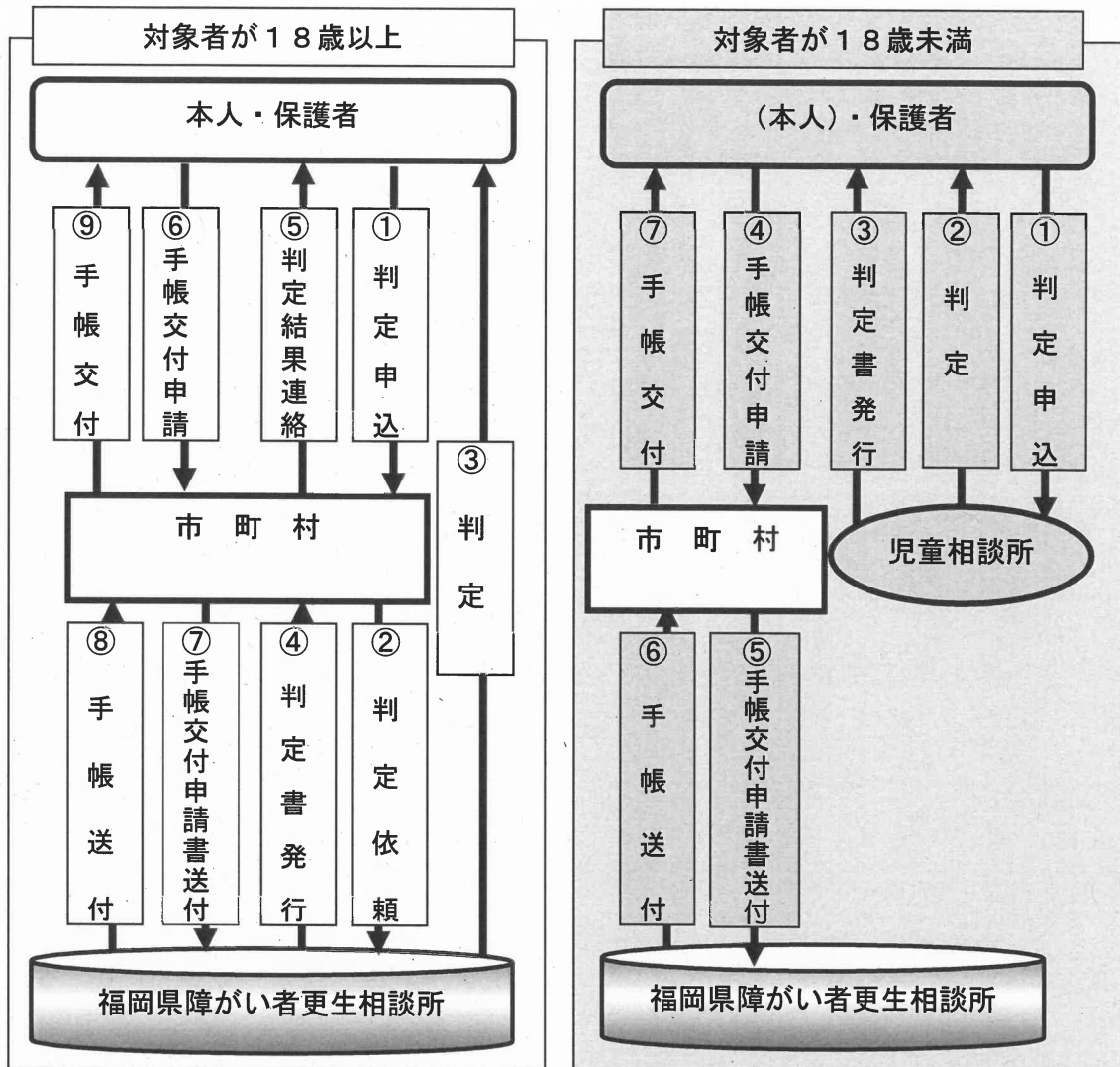
【表14】

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
障害基礎年金	100	94	94	95	139
就 労	7	9	2	4	8
捜査関係事項照会	26	48	35	30	30
成年後見人	8	5	9	6	7
特別障害者手当	0	3	3	5	4
そ の 他	10	26	10	20	45
合 計	151	186	153	160	233

◆療育手帳の新規判定事務及び新規交付事務のフロー

【図7】



2 身体障がい者支援課業務

身体障がい者支援課では、自立支援医療（更生医療）・補装具の要否判定事務、巡回相談業務、身体障害者手帳の認定・交付事務等を行っています。

(1) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

自立支援医療制度の一つである更生医療（他に育成医療、精神通院医療があります。）は、障がいを除去・軽減するため、手術等の治療によって確実に効果が期待できる医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

その主な治療の例に、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析療法等があり、更生相談所はその要否の判定等を行っています。

ア 令和元年度における判定状況

(7) 障害種別

障害種別では、心臓、腎臓、肢体不自由の3区分で全体のほとんど（98.2%）を占めており、中でも腎臓の割合（54.3%）が際立っています。

【表15】

(単位:人)

	心臓	腎臓	小腸	肝臓	肢体不自由	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	その他	合計
県域	984 (38.5%)	1,386 (54.3%)	0	11 (0.4%)	138 (5.4%)	1 (0.0%)	0	2 (0.1%)	31 (1.2%)	2,553 (100.0%)

※下段の%は、各障害種別における構成比

(4) 障害種別・年齢別

年齢別に見ると、60歳代以上の割合が最も高く（85.5%）、更生医療のほとんどを占める3つの障がい（心臓、腎臓、肢体不自由）を個別に見ても同様の傾向となっています。

高齢の障がい者ほど更生医療の申請が多い状況です。

【表16】

(単位:人)

	心臓	腎臓	小腸	肝臓	肢体不自由	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	その他	合計
～29歳	6 (0.6%)	7 (0.5%)	0	0	2 (1.4%)	0	0	1 (50.0%)	6 (19.4%)	22 (0.9%)
30～39歳	2 (0.2%)	17 (1.2%)	0	1 (9.1%)	1 (0.7%)	0	0	0	6 (19.4%)	27 (1.1%)
40～49歳	14 (1.4%)	93 (6.7%)	0	1 (9.1%)	4 (2.9%)	0	0	0	14 (45.2%)	126 (4.9%)
50～59歳	22 (2.2%)	153 (11.0%)	0	3 (27.3%)	12 (8.7%)	0	0	1 (50.0%)	5 (16.1%)	196 (7.7%)
60歳～	940 (95.5%)	1,116 (80.5%)	0	6 (54.5%)	119 (86.2%)	1 (100.0%)	0	0	0	2,182 (85.5%)
合計	984 (100.0%)	1,386 (100.0%)	0	11 (100.0%)	138 (100.0%)	1 (100.0%)	0	2 (100.0%)	31 (100.0%)	2,553 (100.0%)

※下段の%は、各障害種別における年齢構成比

イ 判定件数の年度推移（平成 27～令和元年度）

(7) 障害種別

更生医療全体の判定件数は平成 30 年度に増加しましたが、令和元年度は減少しました。これは腎臓の判定方法を見直したことによるものです。また、肢体不自由は平成 27 年度から減少が続いています。

【表 17】

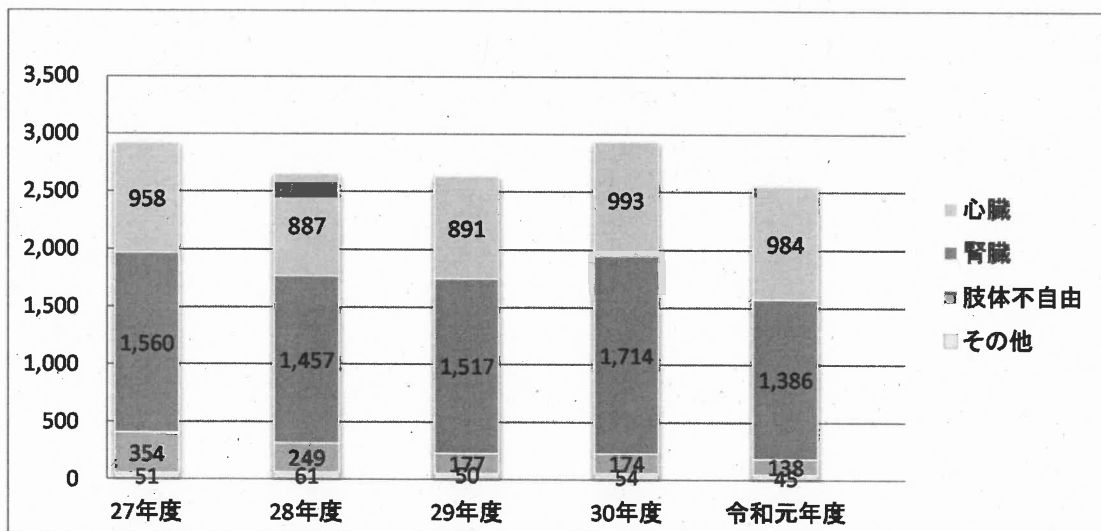
(単位:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
心 臓	958 (100.0%)	887 (92.6%)	891 (93.0%)	993 (103.7%)	984 (102.7%)
腎 臓	1,560 (100.0%)	1,457 (93.4%)	1,517 (97.2%)	1,714 (109.9%)	1,386 (88.8%)
小 腸	0	0	0	0	0
肝 臓	13 (100.0%)	12 (92.3%)	15 (115.4%)	15 (115.4%)	11 (84.6%)
肢 体 不 自 由	354 (100.0%)	249 (70.3%)	177 (50.0%)	174 (49.2%)	138 (39.0%)
視 覚	0	0	1 (100.0%)	0	1 (100.0%)
聴 覚	3 (100.0%)	3 (100.0%)	2 (66.7%)	3 (100.0%)	0
音声・言語 ・そしゃく	3 (100.0%)	5 (166.7%)	3 (100.0%)	4 (133.3%)	2 (66.7%)
そ の 他	32 (100.0%)	41 (128.1%)	29 (90.6%)	32 (100.0%)	31 (96.9%)
合 計	2,923 (100.0%)	2,654 (90.8%)	2,635 (90.1%)	2,935 (100.4%)	2,553 (87.3%)

※下段の％は、27年度（視覚は29年度）を100としたときの増減率

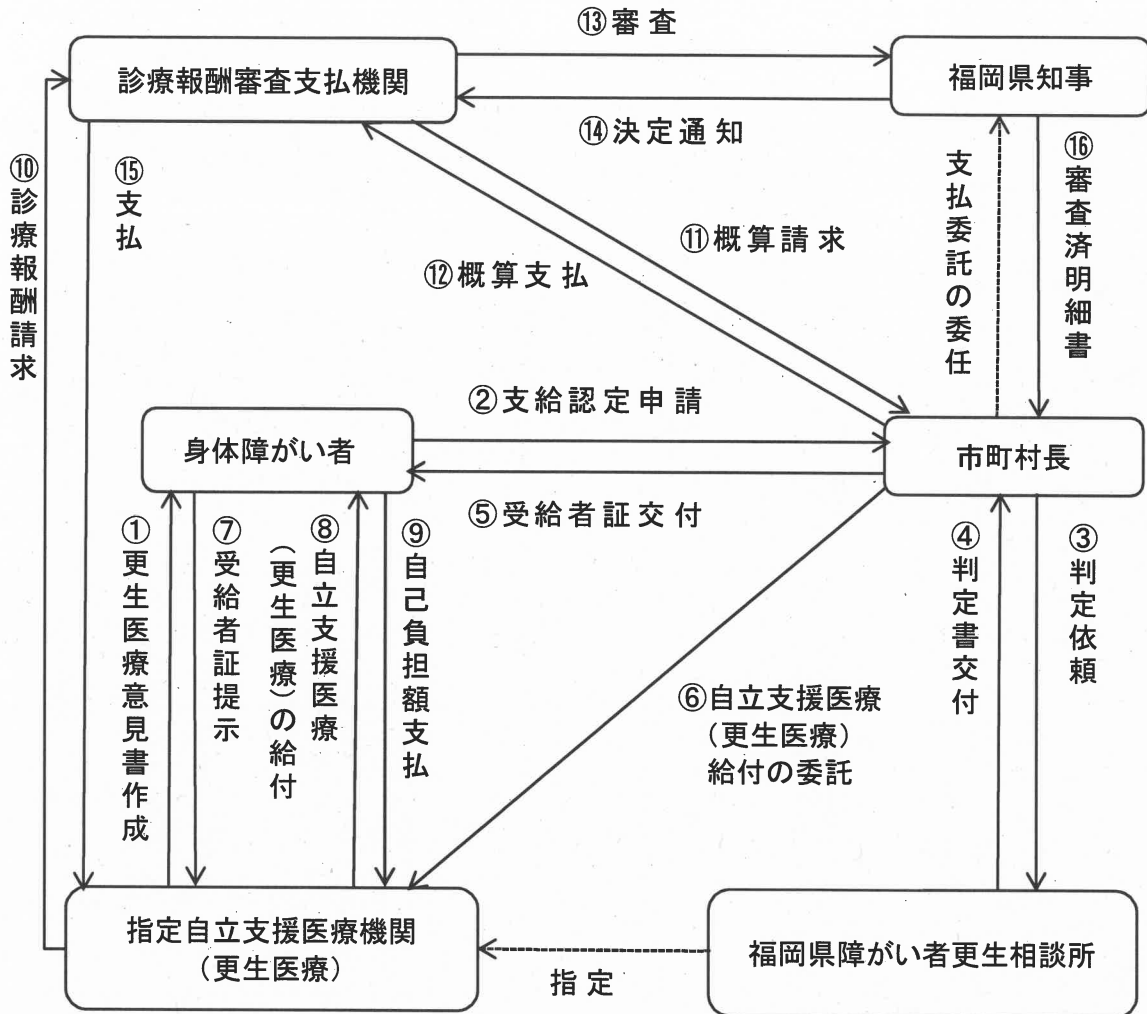
【図 8】

(単位:人)



◆ 自立支援医療（更生医療）判定事務のフロー

【図9】



(2) 補装具の要否判定（相談業務を含む）

補装具は、身体障がい者（児）及び18歳以上の難病患者等の失われた身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、職業、その他日常生活の効率の向上等の目的達成に必要と認められる場合に、市町村がその費用の支給を決定します。

更生相談所では、市町村の求めに応じ、医学的・専門技術的観点からその要否を判定しています。

ア 判定の方法

判定の方法は、補装具の種類や支給区分（新規支給、再支給、修理）等によって異なっており、更生相談所では下表のように区分しています。

【表18】

補装具の種類		新規支給		再支給		修理		備考
		要否判定	適合判定	要否判定	適合判定	要否判定	適合判定	
義肢	義肢	◎	◎	◎	◎	△	△	書類判定可の場合あり
装具	装具	○	○	○	○	△	△	
座位保持装置	座位保持装置	◎	○	○	○	△	△	来所に代えて現地調査が可能な場合あり
盲人安全つえ	盲人安全つえ	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
義眼	義眼	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
眼鏡	眼鏡	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
補聴器	【高度難聴用】 ポケット型・ 耳かけ型	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	【重度難聴用】 ポケット型・ 耳かけ型	○	▲	▲	▲	▲	▲	
	【重度難聴用】 FM式	○	▲	▲	▲	▲	▲	
	耳あな型	○	▲	▲	▲	▲	▲	
	骨導式	○	▲	▲	▲	▲	▲	
重度障害者用 意思伝達装置	○	○	▲	▲	▲	▲		
車椅子	レディメイド	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	その他の 車椅子	○	○	▲	▲	▲	▲	
電動車椅子	◎	○	○	○	▲	▲	来所に代えて現地調査が可能な場合あり	
歩行器	歩行器	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
歩行補助つえ	歩行補助つえ	▲	▲	▲	▲	▲	▲	

<凡例>

- ◎「来所判定」：障がい者更生相談所に来所の上、当所嘱託医の医学的な要否判定等を要するもの
- 「書面判定」：来所による要否判定を省略し書類の提出によって要否判定が可能となるもの
- △「市町村判断（要協議）」：障がい者更生相談所との協議により市町村の判断で要否判定が可能となるもの
- ▲「市町村判断」：市町村で要否判定ができるもの

イ 令和元年度における判定状況

(7) 判定手法別（来所判定、巡回相談、書面判定）

令和元年度当所で判定を行った7種目の補装具のうち、義肢、装具、車椅子、補聴器の4種目の判定で全体の9割を超え（92.8%）、このうち装具が49.5%と突出しています。

また、判定の手法は医師の直接診断を伴う「直接判定」と、提出書面の審査で対応する「書面判定」に区分され、さらに「直接判定」は、申請者が更生相談所に来所の上、医師の判定を受ける「来所判定」と、申請者の便宜のために、県内各地に医師や職員を派遣して行う「巡回相談」に区分できます。これら3区分の件数比は、来所7.9%、巡回19.6%、書面72.6%です。

判定した補装具種別を見ると、来所判定と巡回相談においては、義肢の判定がそれぞれ5割を占める一方、書面判定では装具が5割を占めています。判定件数が最も多いのは書面判定であることから、全体の判定件数中では装具が抜きん出た形となっています。

【表19】

(単位:件)

	義肢	装具	車椅子	電動 車椅子	座位保持 装置	重度障害 者用意思 伝達装置	補聴器	合計
来所判定	51 (46.8%)	31 (28.4%)	0	15 (13.8%)	12 (11.0%)	0	0	109 (100.0%)
巡回相談	153 (56.5%)	115 (42.4%)	3 (1.1%)	0	0	0	0	271 (100.0%)
書面判定	7 (0.7%)	540 (53.7%)	176 (17.5%)	33 (3.3%)	29 (2.9%)	11 (1.1%)	209 (20.8%)	1,005 (100.0%)
合計	211 (15.2%)	686 (49.5%)	179 (12.9%)	48 (3.5%)	41 (3.0%)	11 (0.8%)	209 (15.1%)	1,385 (100.0%)

※下段の%は、各判定区分における補装具種別の構成比

(4) 判定区分別（巡回相談を除く）

補装具の判定は、大きく「支給」と「修理」に区分されます。このうち「支給」には、「新規」の支給判定の他、老朽化や障害状況の変化に伴い、改めて新たな製品を支給する「再支給」の判定が含まれます。また、「修理」とは、過去に支給された補装具製品の補修を行うものです。

【表20】

(単位:件)

	義肢	装具	車椅子	電動 車椅子	座位保持 装置	重度障害 者用意思 伝達装置	補聴器	合計
支給	34 (3.2%)	568 (52.8%)	175 (16.3%)	46 (4.3%)	35 (3.3%)	9 (0.8%)	209 (19.4%)	1,076 (100.0%)
修理	24 (63.2%)	3 (7.9%)	1 (2.6%)	2 (5.3%)	6 (15.8%)	2 (5.3%)	0	38 (100.0%)
合計	58 (5.2%)	571 (51.3%)	176 (15.8%)	48 (4.3%)	41 (3.7%)	11 (1.0%)	209 (18.8%)	1,114 (100.0%)

※下段の%は、各支給区分における補装具種別の構成比

※合計の1,114件は、巡回相談(271件)を除いたもの

(ウ) 年齢別（巡回相談を除く）

全体件数の半数近くを高年齢層が占めており（65歳以上の支給割合 46.8%）、補聴器（同 73.2%）では、この割合が特に高くなっています。一方、車椅子や電動車椅子、座位保持装置は、比較的若い世代に支給されています。

【表 2 1】

(単位: 件)

	義肢	装具	車椅子	電動車椅子	座位保持装置	重度障害者用意思伝達装置	補聴器	合計
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳～49歳	9 (15.5%)	145 (25.4%)	73 (41.5%)	30 (62.5%)	36 (87.8%)	2 (18.2%)	35 (16.7%)	330 (29.6%)
50歳～64歳	29 (50.0%)	121 (21.2%)	70 (39.8%)	15 (31.3%)	4 (9.8%)	3 (27.3%)	21 (10.0%)	263 (23.6%)
65歳以上	20 (34.5%)	305 (53.4%)	33 (18.8%)	3 (6.3%)	1 (2.4%)	6 (54.5%)	153 (73.2%)	521 (46.8%)
合計	58 (100.0%)	571 (100.0%)	176 (100.0%)	48 (100.0%)	41 (100.0%)	11 (100.0%)	209 (100.0%)	1,114 (100.0%)

※下段の％は、各補装具種別における年齢区分の構成比

※合計の1,114件は、巡回相談（271件）を除いたもの

ウ 判定件数の年度推移（平成 27～令和元年度）

(7) 判定手法別

全体の判定件数は逡減傾向が続いています。これは巡回相談の開催地区の見直しや判定方法の見直し（市町村判断要件の緩和）により、更生相談所が判定する件数が減少していることが主な要因と考えられます。

なお、令和元年度は書面判定が増加したため、前年度比で増となっています。

【表 2 2】

(単位: 件)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
来所判定	149 (100.0%)	148 (99.3%)	153 (102.7%)	112 (75.2%)	109 (73.2%)
巡回相談	410 (100.0%)	391 (95.4%)	339 (82.7%)	273 (66.6%)	271 (66.1%)
書面判定	1,102 (100.0%)	1,175 (106.6%)	979 (88.8%)	964 (87.5%)	1,005 (91.2%)
合計	1,661 (100.0%)	1,714 (103.2%)	1,471 (88.6%)	1,349 (81.2%)	1,385 (83.4%)

※下段の％は、27年度を100としたときの増減率

(イ) 判定区分別（巡回相談を除く）

全体の判定件数は逡減傾向が続いています。また、各年度とも年度合計に対して「支給」件数が9割以上を占めています。

【表23】

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
支給	1,185 (100.0%)	1,257 (106.1%)	1,073 (90.5%)	1,022 (86.2%)	1,076 (90.8%)
修理	66 (100.0%)	66 (100.0%)	59 (89.4%)	54 (81.8%)	38 (57.6%)
合計	1,251 (100.0%)	1,323 (105.8%)	1,132 (90.5%)	1,076 (86.0%)	1,114 (89.0%)

※下段の％は、27年度を100としたときの増減率

※合計の1,114件は、巡回相談（271件）を除いたもの

(ウ) 補装具種別（巡回相談を除く）

各種目とも概ね逡減傾向が続いていますが、令和元年度は装具、車椅子、電動車椅子が、増加に転じています。

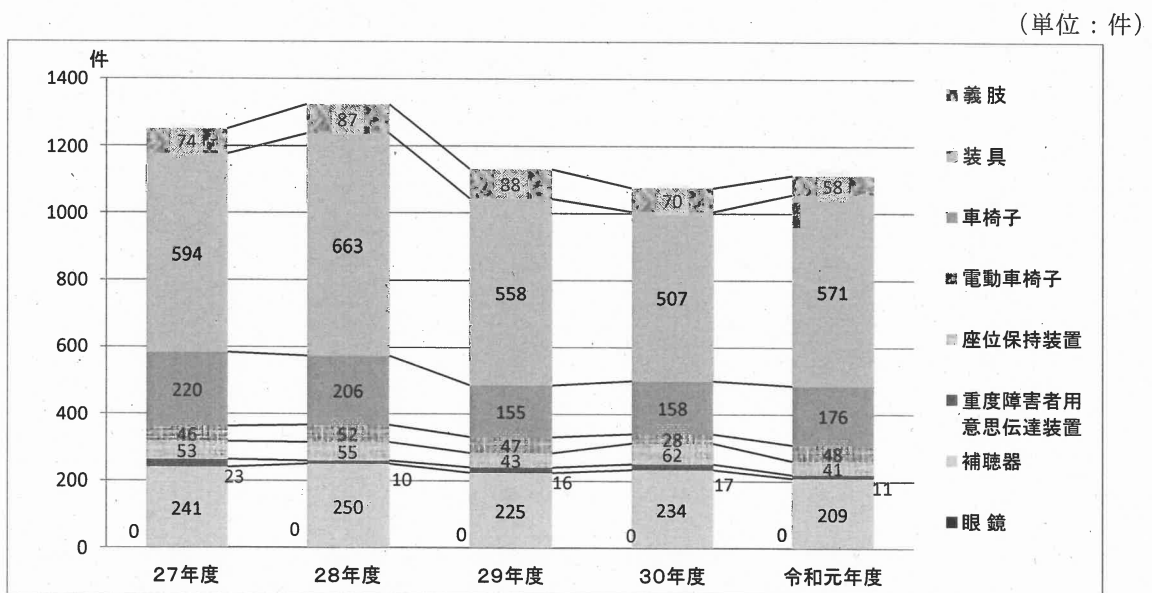
【表 2 4】

	(単位:件)				
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
義 肢	74 (100.0%)	87 (117.6%)	88 (118.9%)	70 (94.6%)	58 (78.4%)
装 具	594 (100.0%)	663 (111.6%)	558 (93.9%)	507 (85.4%)	571 (96.1%)
車 椅 子	220 (100.0%)	206 (93.6%)	155 (70.5%)	158 (71.8%)	176 (48.0%)
電動車椅子	46 (100.0%)	52 (113.0%)	47 (102.2%)	28 (60.9%)	48 (104.3%)
座位保持装置	53 (100.0%)	55 (103.8%)	43 (81.1%)	62 (117.0%)	41 (77.4%)
重度障害者用 意思伝達装置	23 (100.0%)	10 (43.5%)	16 (69.6%)	17 (73.9%)	11 (47.8%)
補 聴 器	241 (100.0%)	250 (103.7%)	225 (93.4%)	234 (97.1%)	209 (86.7%)
眼 鏡	0	0	0	0	0
合 計	1,251 (100.0%)	1,323 (105.8%)	1,132 (90.5%)	1,076 (86.0%)	1,114 (89.0%)

※下段の%は、平成27年度を100としたときの増減率

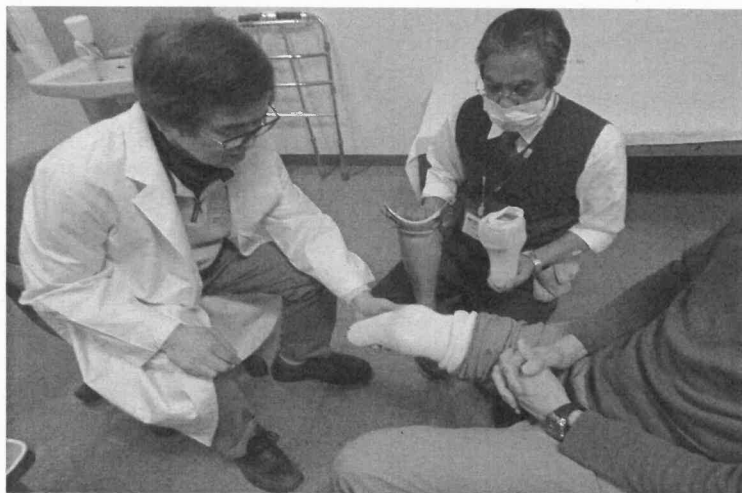
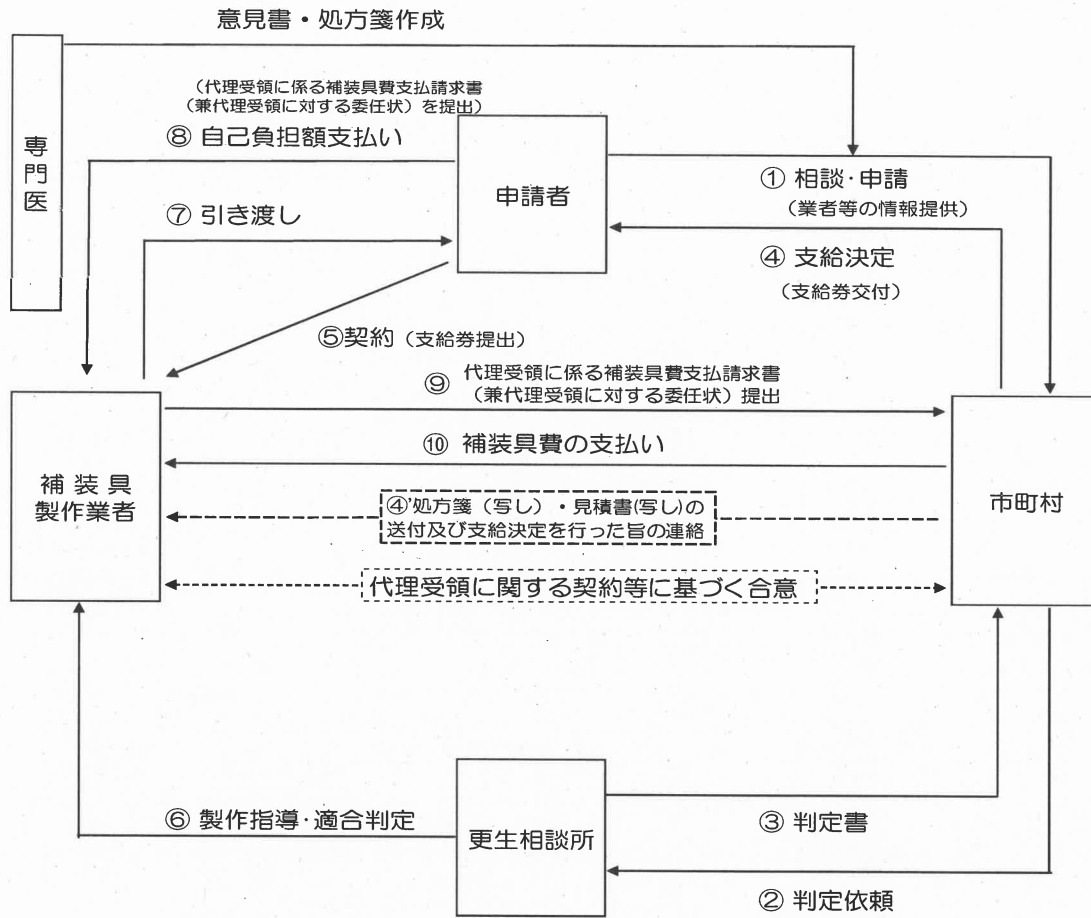
※合計の1,114件は、巡回相談(271件)を除いたもの

【図 1 0】



◆ 補装具費支給事務のフロー

【図11】



○補装具の種類(抜粋)

補装具の判定方法

【義肢】

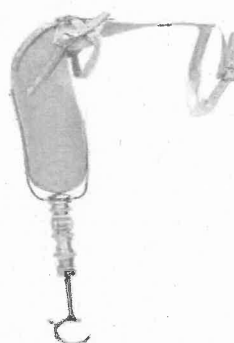
未所判定(新規支給、再支給、修理の一部)

書面判定(修理の一部)

■殻構造義手(上腕義手・装飾用)



■殻構造義手(上腕義手・作業用)



■殻構造義手(前腕義手・装飾用)



■殻構造義足(足根中足義足・足袋式)



■殻構造義足(大腿義足・吸着式)



■骨格構造義足(大腿義足・吸着式)



■殻構造義足(下腿義足・PTB式)



■骨格構造義足(下腿義足・PTB式)



【装具】

書面判定(新規支給・再支給、修理の一部)

市町村判断(修理の一部)

■ 下肢装具(長下肢装具・両側支柱)



■ 下肢装具(膝装具・両側支柱)



■ 下肢装具(短下肢装具・両側支柱)



■ 下肢装具(短下肢装具・硬性(支柱なし))



■ 下肢装具(足底装具)



■ 下肢装具(靴型装具・チャッカ靴)



■ 体幹装具(胸椎装具・硬性)



■ 体幹装具(胸椎装具・軟性)



【座位保持装置】

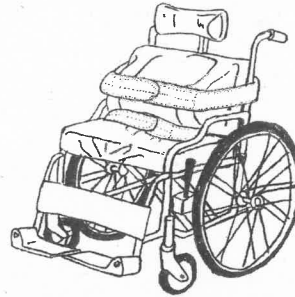
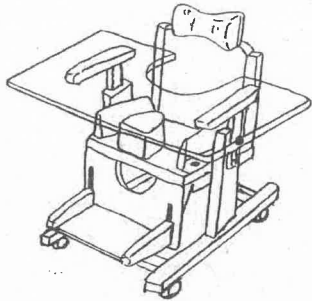
来所判定(新規支給)

書面判定(再支給、修理の一部)

市町村判断(修理の一部)

■平面形状型(木製構造フレーム・ティルト機構)

■モールド型(車椅子の構造フレーム)



【車椅子】

書面判定(新規支給、再支給の一部)

市町村判断(再支給の一部、修理、レディメイドの新規支給)

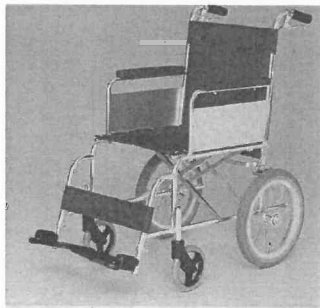
■普通型

■リクライニング式普通型



■手押し型(A・大車輪のあるもの)

■リクライニング・ティルト式手押し型



【電動車椅子】

来所判定(新規支給)

書面判定(再支給)

市町村判断(修理)

■普通型(6km/H)

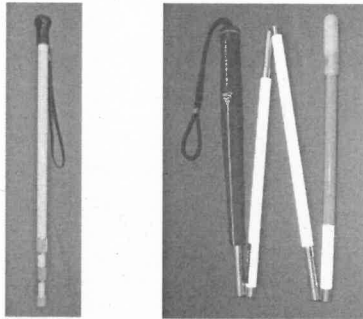
■簡易型(切替式)



【視覚障害者安全つえ】

市町村判断

■携帯用

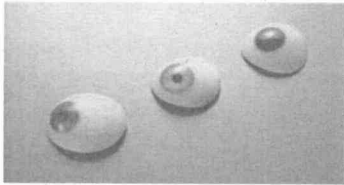


■身体支持併用



【義眼】

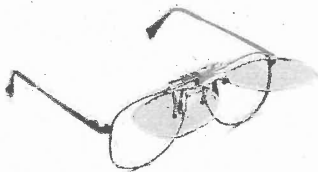
市町村判断



【眼鏡】

市町村判断

■遮光用(前掛式)



■遮光用(掛けめがね式)



■弱視用(掛けめがね式)



■弱視用(焦点調節式)



【補聴器】

書面判定(高度難聴用以外の新規支給)

市町村判断(高度難聴用の新規支給、再支給、修理)

■高度難聴用ポケット型



■高度難聴用耳かけ型



【重度障害者用意思伝達装置】

書面判定(新規支給)

市町村判断(再支給、修理)

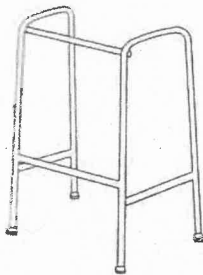
■文字等操作入力方式



【歩行器】

市町村判断

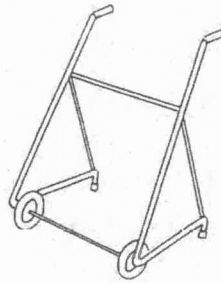
■固定型



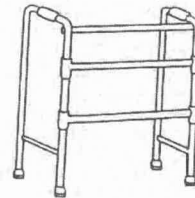
■四輪型



■二輪型



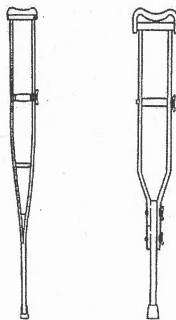
■交互型



【歩行補助杖】

市町村判断

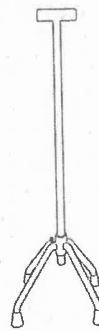
■松葉づえ



■ロフトスタンドクラッチ



■多点杖



■プラットフォーム杖



(3) 巡回相談

身体障がい者の利便性向上のため、県内各地を巡回して、更生相談及び補装具費の支給についての医学的判定等を行っています。

ア 令和元年度における実施状況

【表25】

期日	会場 市町村	相談 件数	対 象 市 町 村	相談内容別				計	年齢別				計
				義肢	装具	車椅子	その他		18歳 未満	18歳～ 49歳	50歳～ 64歳	65歳～	
4/17	豊前市	10	豊前市	2	4	1	0	7	0	0	1	8	9
			吉富町	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1
			上毛町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1
4/24	行橋市	11	築上町	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1
			行橋市	4	4	0	0	8	0	0	3	4	7
			苅田町	1	2	0	0	3	0	1	1	2	4
5/14	久留米市	26	みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			久留米市	11	15	0	0	26	0	3	9	25	37
5/15	小郡市	7	小郡市	4	1	0	0	5	0	0	3	3	6
			大刀洗町	0	2	0	0	2	0	0	0	3	3
5/21	田川市	18	田川市	6	3	0	0	9	0	2	1	7	10
			香春町	2	2	0	0	4	0	0	1	2	3
			糸田町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1
			福智町	3	1	0	0	4	0	0	2	3	5
5/22	うきは市	10	うきは市	4	6	0	0	10	0	1	2	7	10
5/28	大任町	7	添田町	1	0	0	0	1	0	0	0	2	2
			川崎町	4	0	0	0	4	0	1	0	4	5
			大任町	0	2	0	0	2	0	0	1	0	1
			赤村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6/5	柳川市	21	柳川市	7	3	0	0	10	0	1	3	9	13
			大川市	5	0	0	0	5	0	0	1	5	6
			大木町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1
			みやま市	2	3	0	0	5	0	0	1	5	6
6/14	筑後市	7	筑後市	4	3	0	0	7	0	1	4	3	8
6/19	八女市	8	八女市	6	0	0	0	6	0	3	1	5	9
			広川町	2	0	0	0	2	0	0	0	4	4
7/5	大牟田市	14	大牟田市	7	7	0	0	14	0	1	7	11	19
7/24	糸島市	20	糸島市	8	12	0	0	20	0	3	2	19	24
			宇美町	1	1	0	0	2	0	0	1	1	2
			志免町	1	1	1	0	3	0	0	1	2	3
8/21	粕屋町	13	須惠町	2	1	0	0	3	0	0	1	2	3
			粕屋町	5	0	0	0	5	0	4	0	2	6
			宗像市	4	4	0	0	8	0	0	1	8	9
8/27	福津市	12	福津市	2	2	0	0	4	0	1	1	3	5
			古賀市	2	0	0	0	2	0	0	1	2	3
8/29	篠栗町	7	新宮町	1	1	0	0	2	0	0	0	3	3
			篠栗町	1	2	0	0	3	0	1	0	3	4
			久山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			直方市	7	4	0	0	11	0	2	1	8	11
9/10	直方市	19	宮若市	1	2	0	0	3	0	0	1	4	5
			小竹町	1	1	0	0	2	0	0	0	2	2
			鞍手町	1	2	0	0	3	0	0	0	3	3
9/17	遠賀町	12	中間市	0	2	0	0	2	0	0	0	3	3
			芦屋町	1	1	0	0	2	0	0	1	2	3
			水巻町	2	1	0	0	3	0	1	0	2	3
			岡垣町	3	0	1	0	4	0	0	1	3	4
			遠賀町	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1
9/25	飯塚市	30	飯塚市	17	11	0	0	28	0	3	9	19	31
			桂川町	1	1	0	0	2	0	0	1	2	3
10/8	嘉麻市	9	嘉麻市	7	2	0	0	9	0	1	3	5	9
10/15	朝倉市	10	朝倉市	4	4	0	0	8	0	1	2	6	9
			筑前村	1	1	0	0	2	0	1	0	2	3
			東峰村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		271		153 (56.5%)	115 (42.4%)	3 (1.1%)	0	271 (100.0%)	0	32 (9.9%)	71 (21.9%)	221 (68.2%)	324 (100.0%)

※相談内容別件数の合計(271件)は判定件数であり、実人数(324人)とは合しない。

イ 実施状況の年度推移（平成 27～令和元年度）

巡回相談会場での補装具判定は、義肢、装具、車椅子がほとんどを占めています。いずれの補装具も、この5年間通減傾向です。なお、令和元年度は、義肢、装具とも前年度並みの件数です。これは、平成 28 年度より予約制を導入し、平成 29 年度より補装具費支給の適正化（原則、1 種目につき 1 個の支給）に取り組んだことが、定着してきたものと考えられます。

【表 2 6】

(単位:件)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
義肢	244 (100.0%)	233 (95.5%)	183 (75.0%)	154 (63.1%)	153 (62.7%)
装具	162 (100.0%)	153 (94.4%)	152 (93.8%)	116 (71.6%)	115 (71.0%)
車椅子	4 (100.0%)	5 (125.0%)	4 (100.0%)	3 (75.0%)	3 (75.0%)
その他	0	0	0	0	0
合計	410 (100.0%)	391 (95.4%)	339 (82.7%)	273 (66.6%)	271 (66.1%)

※下段の%は、平成27年度を100としたときの増減率

(4) 指定自立支援医療機関指定業務

自立支援医療（更生医療及び育成医療）の対象となる治療は、指定医師と同様に、都道府県知事が指定した医療機関において行われる医療に限られています。

県障がい者更生相談所では、社会福祉審議会の意見を聴き、審査した上で指定自立支援医療機関の指定を行っています。

ア 自立支援医療機関指定の年度推移（県域）（平成 27～令和元年度）

直近5年間の指定状況は、増加傾向にあります。

【表 2 7】

(単位:箇所)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
病院又は診療所	148 (100.0%)	148 (100.0%)	153 (103.4%)	150 (101.4%)	149 (100.7%)
薬局	666 (100.0%)	692 (103.9%)	715 (107.4%)	723 (108.6%)	743 (111.6%)
訪問看護事業者等	56 (100.0%)	63 (112.5%)	74 (132.1%)	77 (137.5%)	77 (137.5%)

※下段の%は、平成27年度を100としたときの増減率

(5) 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがある方に対して、身体障害者手帳の認定、交付を行っています。(政令市、中核市を除く。)なお、平成19年度までは県の各保健福祉(環境)事務所でそれぞれ所管していましたが、平成20年度から更生相談所で一括して行っています。

【注】身体障害者手帳の交付は、政令市のほか、中核市でも行われており、当項「(5)」では、北九州市、福岡市及び久留米市を除いた地域を「県域」として整理しています。

ア 身体障害者手帳の所持者数

(ア) 令和元年度における手帳所持者数

① 所管別・等級別所持者数(県・全国)

県域では、障害等級1級が最も多く約30%、次いで4級が多く約24%、以下2、3級が10%台と続いており、この傾向は全国状況とほぼ同様です。

【表28】

(単位:人)

	障 害 等 級						合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
県 域	32,605 (31.2%)	15,277 (14.6%)	15,614 (14.9%)	24,953 (23.9%)	7,983 (7.6%)	8,189 (7.8%)	104,621 (100.0%)
北九州市	15,788 (33.0%)	7,232 (15.1%)	6,588 (13.8%)	12,102 (25.3%)	2,765 (5.8%)	3,431 (7.2%)	47,906 (100.0%)
福岡市	18,026 (34.6%)	7,920 (15.2%)	7,021 (13.5%)	11,777 (22.6%)	3,821 (7.3%)	3,596 (6.9%)	52,161 (100.0%)
久留米市	3,981 (32.7%)	1,807 (14.8%)	1,747 (14.3%)	2,868 (23.5%)	882 (7.2%)	905 (7.4%)	12,190 (100.0%)
県 全 体	70,400 (32.5%)	32,236 (14.9%)	30,970 (14.3%)	51,700 (23.8%)	15,451 (7.1%)	16,121 (7.4%)	216,878 (100.0%)
全 国	1,612,011 (31.7%)	751,693 (14.8%)	848,001 (16.7%)	1,234,051 (24.3%)	317,598 (6.2%)	323,903 (6.4%)	5,087,257 (100.0%)

※下段の%は、各地域区分における構成比
 ※注:全国値は、平成30年度分であり参考値

② 障害区分別・等級別所持者数(県域)

障害区分別では、肢体不自由が最も多く5割を超えています。次いで心臓機能障害などの内部障害が約3割となっています。これは全国とほぼ同様の状況です。また、内部障害は、障害等級1級の占める割合が約6割と高くなっています。

【表29】

(単位:人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	(参考)全国
視 覚 障 害	2,356 (7.2%)	2,270 (14.9%)	407 (2.6%)	494 (2.0%)	798 (10.0%)	547 (6.7%)	6,872 (6.6%)	331,151 (6.5%)
聴覚・平衡機能障害	648 (2.0%)	2,053 (13.4%)	1,171 (7.5%)	1,892 (7.6%)	71 (0.9%)	4,070 (49.7%)	9,905 (9.5%)	447,881 (8.8%)
音声・言語・そしゃく機能障害	94 (0.3%)	119 (0.8%)	614 (3.9%)	402 (1.6%)	-	-	1,229 (1.2%)	60,774 (1.2%)
肢 体 不 自 由	8,753 (26.8%)	10,494 (68.7%)	9,262 (59.3%)	14,793 (59.3%)	7,114 (89.1%)	3,572 (43.6%)	53,988 (51.6%)	2,657,058 (52.2%)
内 部 障 害	20,754 (63.7%)	341 (2.2%)	4,160 (26.6%)	7,372 (29.5%)	-	-	32,627 (31.2%)	1,590,393 (31.3%)
心臓	12,305	163	3,330	3,564	-	-	19,362	864,764
じん臓	7,721	11	65	13	-	-	7,810	384,928
呼吸器	407	27	485	256	-	-	1,175	82,822
直腸・ぼうこう	39	15	193	3,430	-	-	3,677	215,251
肝臓	204	27	14	15	-	-	260	10,457
小腸ほか	78	98	73	94	-	-	343	32,171
合 計	32,605 (100.0%)	15,277 (100.0%)	15,614 (100.0%)	24,953 (100.0%)	7,983 (100.0%)	8,189 (100.0%)	104,621 (100.0%)	5,087,257 (100.0%)

※下段の%は、当該等級における構成比
 ※複数の障害がある場合は、主な障害を計上

③ 身体障がい児・者別所持者数（県・全国）

【表 3 0】

（単位：人）

	年齢区分		合 計
	18歳未満	18歳以上	
県 域	1,714 (1.6%)	102,907 (98.4%)	104,621 (100.0%)
北九州市	750 (1.6%)	47,156 (98.4%)	47,906 (100.0%)
福岡市	1,112 (2.1%)	51,049 (97.9%)	52,161 (100.0%)
久留米市	243 (2.0%)	11,947 (98.0%)	12,190 (100.0%)
県 全 体	3,819 (1.8%)	213,059 (98.2%)	216,878 (100.0%)
全 国	99,958 (2.0%)	4,987,299 (98.0%)	5,087,257 (100.0%)

※下段の％は、各地域における年齢構成比

※注：全国値は、平成30年度分であり参考値

(イ) 手帳所持者の年度推移（平成27～令和元年度）

① 障がい児・者別年度推移（県域）

年齢別の年度推移では、いずれの年齢区分でも、ほぼ横ばいとなっています。

【表 3 1】

（単位：人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
18歳未満	1,733 (100.0%)	1,744 (100.6%)	1,717 (99.1%)	1,721 (99.3%)	1,714 (98.9%)
18歳以上	107,587 (100.0%)	106,612 (99.1%)	104,515 (97.1%)	103,323 (96.0%)	102,907 (95.7%)
合 計	109,320 (100.0%)	108,356 (99.1%)	106,232 (97.2%)	105,044 (96.1%)	104,621 (95.7%)

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率

② 所管別年度推移（県・全国）

県全体の手帳所持者数の推移は、平成 27 年度以降は認定基準の見直し等もあり減少しています。これは、全国もほぼ同様の状況です。

【表 3 2】

（単位：人）

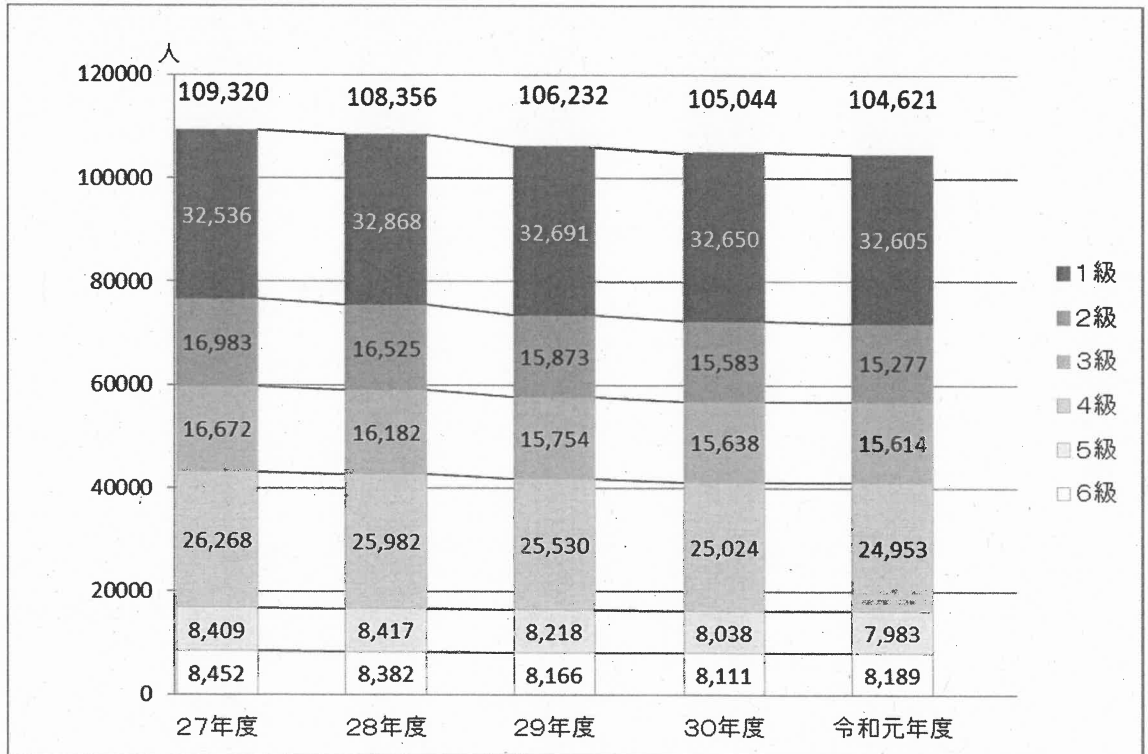
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
県 域	109,320 (100.0%)	108,356 (99.1%)	106,232 (97.2%)	105,044 (96.1%)	104,621 (95.7%)
北九州市	51,318 (100.0%)	50,636 (98.7%)	49,983 (97.4%)	48,405 (94.3%)	47,906 (93.4%)
福岡市	51,734 (100.0%)	51,818 (100.2%)	51,828 (100.2%)	51,979 (100.5%)	52,161 (100.8%)
久留米市	12,964 (100.0%)	12,472 (96.2%)	12,399 (95.6%)	12,272 (94.7%)	12,190 (94.0%)
県 全 体	225,336 (100.0%)	223,282 (99.1%)	220,442 (97.8%)	217,700 (96.6%)	216,878 (96.2%)
全 国	5,194,473 (100.0%)	5,148,082 (99.1%)	5,107,524 (98.3%)	5,087,257 (97.9%)	

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率

③ 等級別年度推移（県域）

以下の表は、県域の手帳所持者数について、等級別の年度推移を表したものです。

【図 1 2】



④ 障害区分別年度推移（県域）

県域における所持者数が逡減していく中、内部障害の障がい者は増加傾向にあります。

【表33】

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
視覚障害	7,724 (100.0%)	7,441 (96.3%)	7,223 (93.5%)	7,016 (90.8%)	6,872 (89.0%)
聴覚・平衡機能障害	10,056 (100.0%)	10,047 (99.9%)	9,892 (98.4%)	9,862 (98.1%)	9,905 (98.5%)
音声・言語・そ しゃく機能障害	1,206 (100.0%)	1,169 (96.9%)	1,183 (98.1%)	1,179 (97.8%)	1,229 (101.9%)
肢体不自由	58,817 (100.0%)	57,834 (98.3%)	55,840 (94.9%)	54,826 (93.2%)	53,988 (91.8%)
内部障害	31,517 (100.0%)	31,865 (101.1%)	32,094 (101.8%)	32,161 (102.0%)	32,627 (103.5%)
心臓	19,283	19,376	19,442	19,288	19,362
じん臓	7,106	7,274	7,408	7,560	7,810
呼吸器	1,321	1,286	1,216	1,158	1,175
直腸・ぼうこう	3,387	3,431	3,510	3,587	3,677
肝臓	194	231	235	247	260
小腸ほか	226	267	283	321	343
合計	109,320 (100.0%)	108,356 (99.1%)	106,232 (97.2%)	105,044 (96.1%)	104,621 (95.7%)

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率

イ 身体障害者手帳の認定・交付件数

交付件数とは市町村を經由して提出された身体障害者手帳申請を更生相談所で障害認定し、申請者に当該手帳を交付した件数です。

(ア) 令和元年度における手帳認定・交付件数

① 所管別・等級別交付件数（県・全国）

県域における等級別の交付件数は、1級、4級の順に多く、2級、3級が10%台で続いている状況は、身障手帳所持者数と同様の状況を示しています。

【表34】

	障 害 等 級						合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
県 域	3,832 (44.4%)	973 (11.3%)	1,214 (14.1%)	1,723 (20.0%)	355 (4.1%)	539 (6.2%)	8,636 (100.0%)
北九州市	1,252 (46.8%)	284 (10.6%)	270 (10.1%)	527 (19.7%)	101 (3.8%)	241 (9.0%)	2,675 (100.0%)
福岡市	1,412 (43.8%)	377 (11.7%)	296 (9.2%)	668 (20.7%)	204 (6.3%)	264 (8.2%)	3,221 (100.0%)
久留米市	312 (42.4%)	71 (9.6%)	70 (9.5%)	170 (23.1%)	47 (6.4%)	66 (9.0%)	736 (100.0%)
県 全 体	6,808 (44.6%)	1,705 (11.2%)	1,850 (12.1%)	3,088 (20.2%)	707 (4.6%)	1,110 (7.3%)	15,268 (100.0%)
全 国	115,848 (40.4%)	29,277 (10.2%)	39,883 (13.9%)	66,572 (23.2%)	15,863 (5.5%)	19,364 (6.8%)	286,807 (100.0%)

※下段の％は、各地域区分における等級の構成比

※注：全国値は、平成30年度分であり参考値

② 交付形態別・等級別交付・却下件数（県域）

障害認定に際し、今後障害状況の変化が見込まれるときは、一定期間経過後に再認定を行うこととしており、その時点で改めて手帳の再交付を行います。また、障害が追加された場合や障害程度に変更があった場合にも再交付を行います。

下表のとおり、新規交付と再交付の割合が概ね2：1となっています。また、申請が認定基準を満たしていない場合は却下としており、令和元年度の却下件数は148件で、申請件数全体の1.7%となっています。

【表35】

	手 帳 交 付 件 数							却下件数	合 計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	小計		
新規交付	2,707 (70.6%)	554 (56.9%)	612 (50.4%)	1,282 (74.4%)	296 (83.4%)	500 (92.8%)	5,951 <98.3%> (68.9%)	103 <1.7%> (69.6%)	6,054 <100.0%> (68.9%)
再 交 付	1,125 (29.4%)	419 (43.1%)	602 (49.6%)	441 (25.6%)	59 (16.6%)	39 (7.2%)	2,685 <98.4%> (31.1%)	45 <1.6%> (30.4%)	2,730 <100.0%> (31.1%)
合 計	3,832 (100.0%)	973 (100.0%)	1,214 (100.0%)	1,723 (100.0%)	355 (100.0%)	539 (100.0%)	8,636 <98.3%> (100.0%)	148 <1.7%> (100.0%)	8,784 <100.0%> (100.0%)

※下段の(%)は当該等級における交付形態別構成比、<%>は交付件数及び却下件数の構成比

③ 障害種別・等級別交付件数（県域）

「視覚障害」は1、2級で約7割を占め、「聴覚・平衡機能障害」では6級の方だけで約4割を占めています。また、「肢体不自由」は各等級に一定の割合で分散しており、内部障害のうち「じん臓機能障害」は、1級が9割以上を占めているなど、障害の種別によって特徴的な傾向が見られます。

【表36】

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	138 (29.8%)	196 (42.3%)	23 (5.0%)	41 (8.9%)	54 (11.7%)	11 (2.4%)	463 (100%)
聴覚・平衡機能障害	42 (4.8%)	85 (9.7%)	100 (11.4%)	282 (32.2%)	6 (0.7%)	362 (41.3%)	877 (100%)
音声・言語・そしゃく機能	15 (11.8%)	14 (11.0%)	79 (62.2%)	19 (15.0%)	-	-	127 (100%)
肢体不自由	912 (33.3%)	593 (21.7%)	372 (13.6%)	400 (14.6%)	295 (10.8%)	166 (6.1%)	2,738 (100%)
内部障害	2,725 (61.5%)	85 (1.9%)	640 (14.4%)	981 (22.1%)	-	-	4,431 (100%)
心臓	1,606	34	432	319	-	-	2,391
じん臓	902	4	45	5	-	-	956
呼吸器	135	6	117	49	-	-	307
直腸・ぼうこう	58	18	36	589	-	-	701
肝臓	17	10	8	8	-	-	43
小腸ほか	7	13	2	11	-	-	33
合計	3,832 (44.4%)	973 (11.3%)	1,214 (14.1%)	1,723 (20.0%)	355 (4.1%)	539 (6.2%)	8,636 (100.0%)

※下段の％は、各障害区分における等級の構成比

※複数の障害がある場合は、主な障害を計上

④ 市町村別・障害種別交付件数（県域）

令和元年度における市町村別の手帳の交付状況は次のとおりです。

【表37】

(単位：人)

市町村	視覚障害	聴覚平衡	音声言語 そしゃく	肢体 不自由	内 部 障 害							合計	構成比
					心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう 直腸	肝臓	小腸 ほか			
大牟田市	30	46	4	166	87	45	19	38	1	1	191	437	5.1%
直方市	13	29	3	78	67	34	8	21			130	253	2.9%
飯塚市	22	58	13	159	138	48	22	38	2	2	250	502	5.8%
田川市	7	23	1	77	69	20	6	28	5	4	132	240	2.8%
柳川市	12	29	2	74	76	29	9	18	2	1	135	252	2.9%
八女市	10	24	6	83	65	31	3	19		1	119	242	2.8%
筑後市	8	11		45	33	17	2	20			72	136	1.6%
大川市	5	21	2	55	43	24	3	12			82	165	1.9%
行橋市	15	33	4	80	92	40	11	21	2	2	168	300	3.5%
豊前市	8	6	2	30	27	13	4	7			51	97	1.1%
中間市	12	27	1	53	57	25	7	15			104	197	2.3%
小郡市	13	14	2	72	63	17	5	24	1		110	211	2.4%
筑紫野市	19	34	9	118	97	34	9	28		1	169	349	4.0%
春日市	15	22	1	126	89	34	12	21	3	3	162	326	3.8%
大野城市	15	33	8	94	93	23	9	27	2	1	155	305	3.5%
宗像市	25	30	7	82	94	41	8	20	1	3	167	311	3.6%
太宰府市	17	45	5	75	69	33	5	24		2	133	275	3.2%
古賀市	10	19	1	56	47	16	6	18	1		88	174	2.0%
福津市	15	28	3	60	67	29	8	22	2		128	234	2.7%
うきは市	5	4		51	35	18	4	16	1		74	134	1.6%
宮若市	4	17	2	29	48	10	4	6			68	120	1.4%
嘉麻市	14	12	2	50	49	26	2	13	1		91	169	2.0%
朝倉市	5	24	1	71	85	18	9	21	1		134	235	2.7%
みやま市	12	9	1	45	39	11	5	9	1	2	67	134	1.6%
糸島市	13	23	4	142	106	40	13	30	2	2	193	375	4.3%
那珂川市	7	19	3	45	49	13	12	17	1	1	93	167	1.9%
宇美町	5	8	4	44	33	12	7	4	2		58	119	1.4%
徳栗町	7	10	3	33	25	10	6	9	1	2	53	106	1.2%
志免町	13	13	1	52	39	16	2	8			65	144	1.7%
須恵町	3	14	4	33	37	13	6	5			61	115	1.3%
新宮町	5	6	2	24	19	13	4	9			45	82	0.9%
久山町	2	4		8	7	1	3	2			13	27	0.3%
粕屋町	8	11	1	45	41	13	7	12		2	75	140	1.6%
芦屋町	4	6	2	15	16	2		5	2		25	52	0.6%
水巻町	7	9	2	47	30	16	13	12	2		73	138	1.6%
岡垣町	9	14	2	27	28	17	3	8			56	108	1.3%
遠賀町	3	8	2	17	12	9	9	4			34	64	0.7%
小竹町	2	3		11	11	6	2	2			21	37	0.4%
鞍手町	6	7	1	17	19	10	5	2			36	67	0.8%
桂川町	3		1	20	18	8	2	4	1		33	57	0.7%
筑前町	5	11	1	33	30	14	5	6			55	105	1.2%
東峰村				2	2		1	2			5	7	0.1%
大刀洗町	4	3		21	10	6	3	6	1		26	54	0.6%
大木町	1	5	2	15	13	4	2	7			26	49	0.6%
広川町	5	7		31	18	6	2	6		2	34	77	0.9%
香春町	3	5	3	22	14	3	2	6	1		26	59	0.7%
添田町	2	6	2	9	15	6	1	2	1		25	44	0.5%
糸田町	2	7		14	17	7	1	5			30	53	0.6%
川崎町	7	22	1	40	19	14	2	8			43	113	1.3%
大任町	1	3	1	6	7	4		2			13	24	0.3%
赤村	2	2		2	3	1		3	1		8	14	0.2%
福智町	6	12	2	38	20	12	5	8	1		46	104	1.2%
苅田町	9	15		36	31	14	3	10			58	118	1.4%
みやこ町	3	11	2	23	33	10		2			45	84	1.0%
吉富町		3		7	4	3	2	1		1	11	21	0.2%
上毛町	1	3		8	10	5	1	4			20	32	0.4%
築上町	4	9	1	22	26	12	3	4	1		46	82	0.9%
計	463	877	127	2,738	2,391	956	307	701	43	33	4,431	8,636	100.0%
構成比	5.4%	10.2%	1.5%	31.7%	27.7%	11.1%	3.6%	8.1%	0.5%	0.4%	51.3%	100.0%	

(イ) 認定・交付件数の年度推移（平成27～令和元年度）

① 所管別年度推移（県・全国）

昨年までの過去5年間では、県域・政令市・中核市において、増減はありますが、全体的には増加傾向にあります。全国状況は、ほぼ横ばいで推移しています。

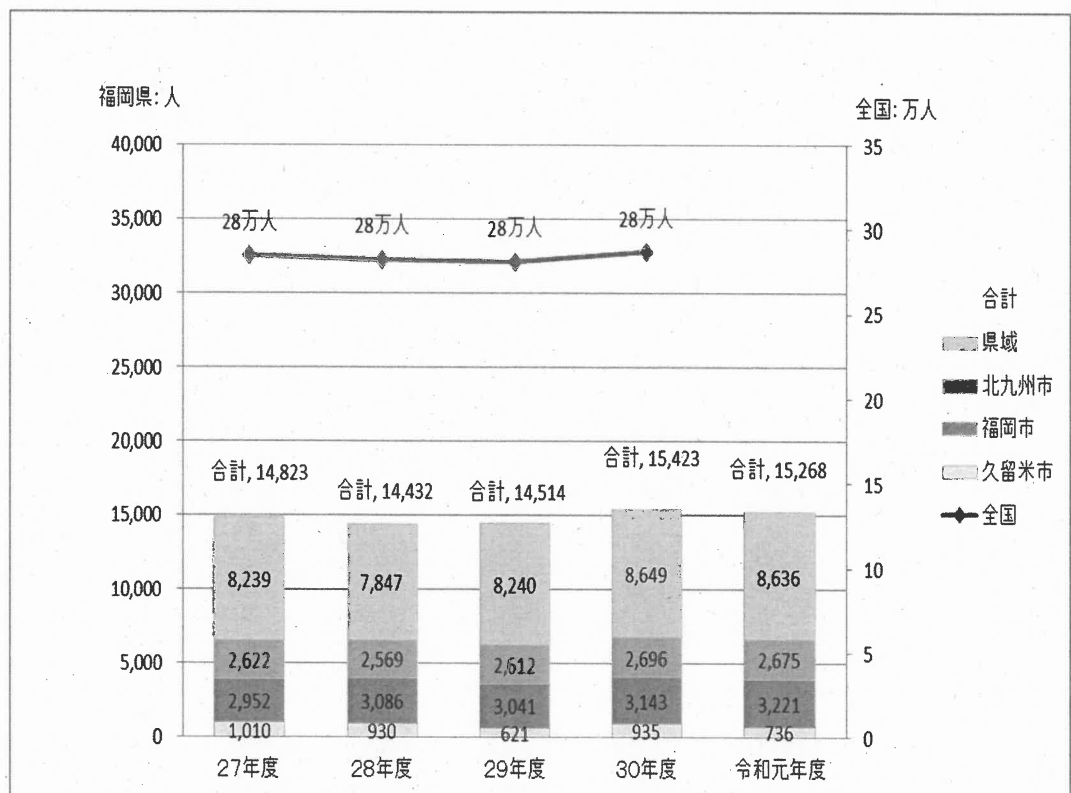
【表38】

(単位:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
県域	8,239 (100.0%)	7,847 (95.2%)	8,240 (100.0%)	8,649 (105.0%)	8,636 (104.8%)
北九州市	2,622 (100.0%)	2,569 (98.0%)	2,612 (99.6%)	2,696 (102.8%)	2,675 (102.0%)
福岡市	2,952 (100.0%)	3,086 (104.5%)	3,041 (103.0%)	3,143 (106.5%)	3,221 (109.1%)
久留米市	1,010 (100.0%)	930 (92.1%)	621 (61.5%)	935 (92.6%)	736 (72.9%)
県全体	14,823 (100.0%)	14,432 (97.4%)	14,514 (97.9%)	15,423 (104.0%)	15,268 (103.0%)
全国	284,876 (100.0%)	282,498 (99.2%)	281,195 (98.7%)	286,807 (100.7%)	

※下段の%は、平成27年度を100としたときの増減率

【図13】



② 等級別年度推移（県域）

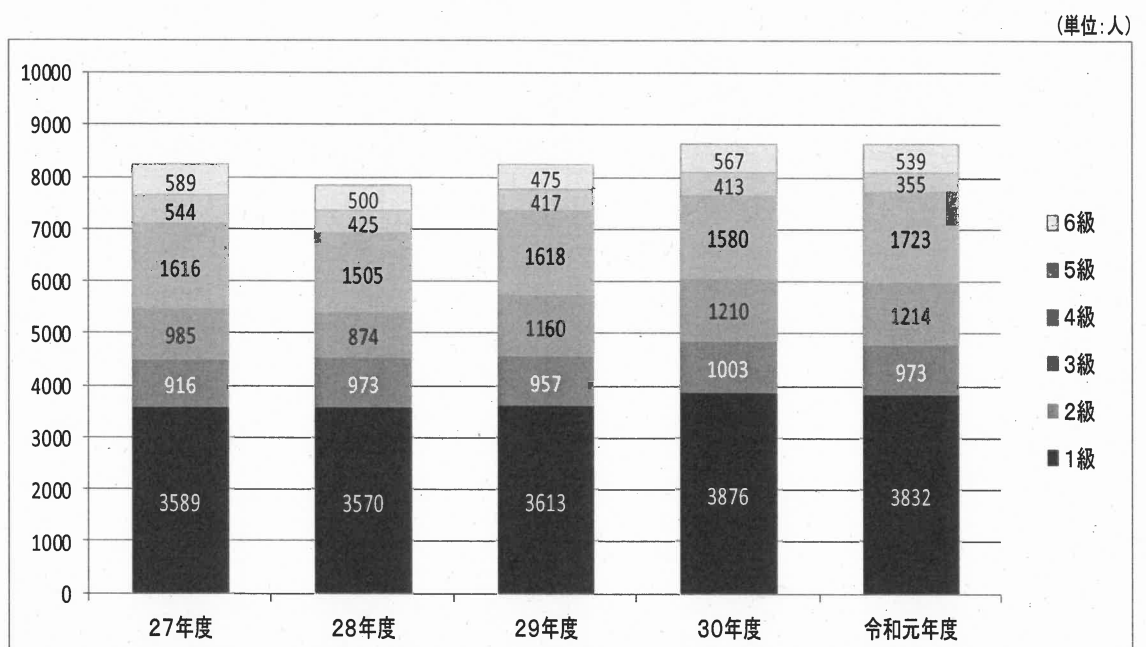
全体では27年度に比べ28年度は減少したものの、29年度以降は増加傾向にあります。これは心臓機能障害（ペースメーカー植え込み）の認定基準等の見直しが行われたことが影響しているものと考えられます。

【表39】

(単位：人)					
	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
1級	3,589 (100.0%)	3,570 (99.5%)	3,613 (100.7%)	3,876 (108.0%)	3,832 (106.8%)
2級	916 (100.0%)	973 (106.2%)	957 (104.5%)	1,003 (109.5%)	973 (106.2%)
3級	985 (100.0%)	874 (88.7%)	1,160 (117.8%)	1,210 (122.8%)	1,214 (123.2%)
4級	1,616 (100.0%)	1,505 (93.1%)	1,618 (100.1%)	1,580 (97.8%)	1,723 (106.6%)
5級	544 (100.0%)	425 (78.1%)	417 (76.7%)	413 (75.9%)	355 (65.3%)
6級	589 (100.0%)	500 (84.9%)	475 (80.6%)	567 (96.3%)	539 (91.5%)
合計	8,239 (100.0%)	7,847 (95.2%)	8,240 (100.0%)	8,649 (105.0%)	8,636 (104.8%)

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率

【図14】



③ 年齢別年度推移(県域)

【表40】

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
0～10歳	242 (100.0%)	330 (136.4%)	298 (123.1%)	281 (116.1%)	286 (118.2%)
11～20歳	142 (100.0%)	115 (81.0%)	147 (103.5%)	134 (94.4%)	126 (88.7%)
21～30歳	84 (100.0%)	68 (81.0%)	83 (98.8%)	83 (98.8%)	90 (107.1%)
31～40歳	185 (100.0%)	198 (107.0%)	176 (95.1%)	158 (85.4%)	144 (77.8%)
41～50歳	365 (100.0%)	357 (97.8%)	378 (103.6%)	435 (119.2%)	412 (112.9%)
51～60歳	793 (100.0%)	809 (102.0%)	745 (93.9%)	732 (92.3%)	764 (96.3%)
61～70歳	1,801 (100.0%)	1,711 (95.0%)	1,785 (99.1%)	1,768 (98.2%)	1,693 (94.0%)
71～80歳	2,407 (100.0%)	2,221 (92.3%)	2,235 (92.9%)	2,377 (98.8%)	2,469 (102.6%)
81～90歳	1,879 (100.0%)	1,777 (94.6%)	2,005 (106.7%)	2,244 (119.4%)	2,219 (118.1%)
91歳以上	341 (100.0%)	261 (76.5%)	388 (113.8%)	437 (128.2%)	433 (127.0%)
合計	8,239 (100.0%)	7,847 (95.2%)	8,240 (100.0%)	8,649 (105.0%)	8,636 (104.8%)

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率

④ 障害種別年度推移(県域)

下表は、県域で交付した身体障害者手帳の過去5年の推移で、障害種別の内訳を示したものです。特に、肢体不自由は27年度以降の減少幅が大きくなっています。

これは、26年に行われた認定基準の見直し（人工関節置換術を実施した場合の認定時期が見直されたこと等）の影響が現れたものと考えられます。

【表41】

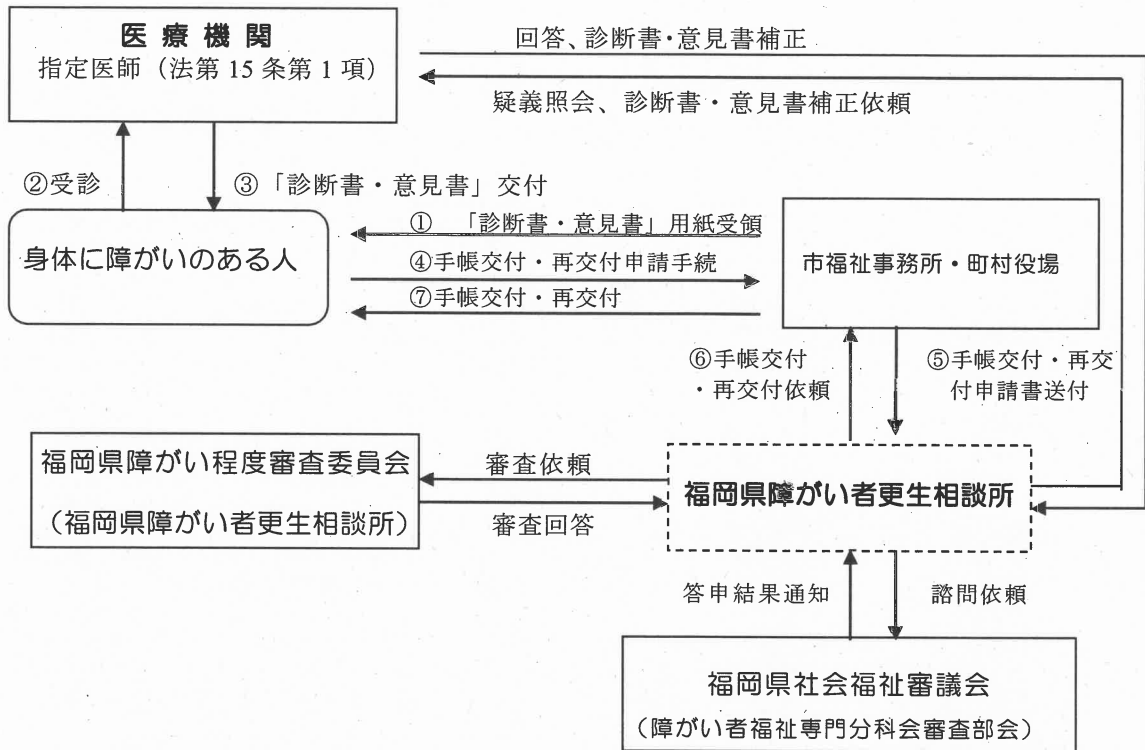
(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
視覚障害	382 (100.0%)	414 (108.4%)	427 (111.8%)	504 (131.9%)	463 (121.2%)
聴覚・平衡機能障害	834 (100.0%)	802 (96.2%)	758 (90.9%)	776 (93.0%)	877 (105.2%)
音声・言語・そしゃく機能障害	101 (100.0%)	114 (112.9%)	131 (129.7%)	92 (91.1%)	127 (125.7%)
肢体不自由	3,313 (100.0%)	2,980 (89.9%)	2,866 (86.5%)	2,889 (87.2%)	2,738 (82.6%)
内部障害	3,609 (100.0%)	3,537 (98.0%)	4,058 (112.4%)	4,388 (121.6%)	4,431 (122.8%)
心臓	1,663	1,611	2,151	2,342	2,391
じん臓	882	850	896	982	956
呼吸器	284	265	249	280	307
直腸・ぼうこう	725	715	687	711	701
肝臓	29	62	54	41	43
小腸ほか	26	34	21	32	33
合計	8,239 (100.0%)	7,847 (95.2%)	8,240 (100.0%)	8,649 (105.0%)	8,636 (104.8%)

※下段の％は、平成27年度を100としたときの増減率

◆ 身体障害者手帳認定・交付事務フロー

【図15】



(6) 指定医師の指定業務

身体障害者手帳申請の際に添付する診断書・意見書は、法令に基づき都道府県知事が指定した医師が記載したものに限るとされています。

県障がい者更生相談所では、社会福祉審議会の意見を聴き、審査した上で指定医師の指定を行っています。

ア 指定医師の障害種別指定状況の年度推移（県域）（平成27～令和元年度）

指定医師数を障害種別毎で見ると、肢体不自由が最も多く約2割、内部障害を合わせると7割以上となります。身体障害者手帳所持者数でも肢体不自由と内部障害が多数を占めており、相関関係が認められます。

また、直近5年間の指定医師数の推移は、27年度以降に減少が見られます。これは、認定基準の改正に伴い医療機関に対し指定医師の在籍状況の確認を行い、指定医師の整理を行った結果と思われる。

【表42】

		(単位：延べ人)				
障害種別		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
視覚障害		287 (4.7%)	269 (4.6%)	272 (4.6%)	249 (4.5%)	251 (4.6%)
聴覚障害		204 (3.4%)	188 (3.2%)	192 (3.2%)	181 (3.3%)	182 (3.3%)
平衡機能障害		236 (3.9%)	218 (3.7%)	223 (3.7%)	205 (3.7%)	206 (3.7%)
音声・言語機能障害		525 (8.6%)	500 (8.5%)	506 (8.5%)	471 (8.6%)	474 (8.6%)
そしゃく機能障害		193 (3.2%)	180 (3.1%)	188 (3.2%)	179 (3.3%)	187 (3.4%)
肢体不自由		1,302 (21.4%)	1,274 (21.6%)	1,296 (21.7%)	1,203 (21.9%)	1,223 (22.2%)
内 部 障 害	心臓機能障害	632 (10.4%)	625 (10.6%)	629 (10.6%)	584 (10.6%)	579 (10.5%)
	じん臓機能障害	633 (10.4%)	620 (10.5%)	620 (10.4%)	565 (10.3%)	559 (10.1%)
	呼吸器機能障害	618 (10.2%)	606 (10.3%)	605 (10.1%)	548 (10.0%)	555 (10.1%)
	ぼうこう又は直腸機能障害	736 (12.1%)	723 (12.3%)	732 (12.3%)	663 (12.1%)	655 (11.9%)
	小腸機能障害	587 (9.7%)	570 (9.7%)	576 (9.7%)	526 (9.6%)	514 (9.3%)
	免疫機能障害	15 (0.2%)	15 (0.3%)	14 (0.2%)	12 (0.2%)	12 (0.2%)
	肝臓機能障害	104 (1.7%)	103 (1.7%)	109 (1.8%)	113 (2.1%)	119 (2.2%)
指定医師数		6,072 (100.0%)	5,891 (97.0%)	5,962 (98.2%)	5,499 (90.6%)	5,516 (90.8%)

※各障害種別欄の下段の%は各障害種別の構成比、指定医師数欄の下段は平成27年度を100としたときの増減率

4 身体障害者障害程度等級表

(身体障害者福祉法施行規則 別表第五号 (第五条関係))

	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級 指数 (18)	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が、0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したものの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したものの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級 指数 (11)	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上 0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したものの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級 指数 (7)	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上 0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級 指数 (4)	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上 0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級 指数 (2)	1.視力の良い方の眼の視力が、0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害

	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
6級 指数 (1)	視力の良い方の眼の視力が、0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級 指数 (0.5)					1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

級別	肢 体 不 自 由		心臓、じん臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害						
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
1級 指数 (18)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級 指数 (11)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級 指数 (7)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級 指数 (4)	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級 指数 (2)	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級 指数	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級 指数 (0.5)	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備 考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもつて計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>								

3 共通業務

(1) 研修会・会議等の開催状況

ア 県・政令市・中核市更生相談所合同会議

県内の政令市、中核市の障がい者更生援護担当部局の職員が一堂に会し、専門的知識の向上を図るとともに、業務テーマ毎に議題協議、意見交換等を行っています。

開催日：令和元年10月25日（金）

場 所：福岡県障がい者更生相談所 1階適合室ほか

参加者：35名

内 容：全体会及び3分科会（知的障がい（判定・療育手帳）、身体障がい（補装具・更生医療）、身体障害者手帳）

イ 市町村障がい者福祉担当職員等説明会

障がい者福祉業務を担当する市町村職員及び県保健福祉（環境）事務所職員を対象に、障がい者援護の基礎知識や手帳交付事務等の実務的な手続きを説明することにより、当該担当職員の事務習熟を図っています。

開催日：令和元年7月 9日（火）

令和元年7月19日（金）

場 所：福岡県障がい者更生相談所等庁舎
2階研修室

参加者：市町村、県保健福祉（環境）事務所

7月 9日 87名

7月19日 91名

内 容：自立支援医療（更生医療）、補装具、身体障害者手帳・療育手帳交付等の実務及び補装具（実物）の展示・説明



ウ 身体障がい者巡回相談等担当者説明会

身体障がい者福祉業務を担当する市町村職員に、次年度の巡回相談実施計画や補装具費支給事務の留意点等を説明しています。

開催日：令和2年2月12日（水）

場 所：福岡県障がい者更生相談所等庁舎 2階研修室

参加者：市町村61名

内 容：令和2年度身体障がい者巡回相談の実施計画、補装具費支給事務の留意点等

エ 身体障がい者巡回相談等説明会

県障がい者更生相談所が実施する巡回相談等に関して、協力いただいている補装具業者を対象に、次年度の計画や補装具の判定手続き等を説明しています。

開催日：令和2年2月27日（木）

場 所：福岡県障がい者更生相談所 1階適合室

参加者：補装具業者 26名

内 容：令和2年度巡回相談の実施計画、
補装具費支給事務の留意点等



(2) 実習・研修受け入れ

例年、九州大学大学院人間環境学府臨床心理士養成コースの実習生を受け入れてい
ます。

受入日：平成31年4月17日（水）

実習者：九州大学大学院人間環境学府

人間共生システム専攻臨床心理学指導・研究コース 1年生38名

実習内容：福岡県障がい者更生相談所業務の講義・施設見学

福岡県行政資料

分類記号 HD	所属コード 4603132
登録年度 5(令和)02	登録番号 0001